

# 大館市

子どもすこやかにぎわいプラン  
(次世代育成支援行動計画)

大館市次世代育成支援行動計画策定委員会

# 大館市次世代育成支援行動計画

## 目 次

### 第1部 計画の策定にあたって

|               |   |
|---------------|---|
| 第1章 計画の趣旨     | 3 |
| 第2章 計画の背景     | 4 |
| 第3章 計画の性格及び期間 | 9 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 大館市次世代育成支援行動計画 体系表 | 10 |
|--------------------|----|

### 第2部 行動計画

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1章 地域における子育ての支援     | 11 |
| 第1節 多様な保育サービスの実施     | 12 |
| 第2節 子育て相談窓口の充実       | 16 |
| 第3節 地域における子育てサービスの充実 | 17 |
| 第4節 児童の健全育成          |    |

### 第2章 親と子どもの健康確保及び増進

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1節 親と子どもの健康の確保   | 20 |
| 第2節 周産期医療・小児医療の充実 | 21 |
| 第3節 食育の推進         | 22 |

### 第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

|                  |    |
|------------------|----|
| 第1節 次代の親の育成      | 24 |
| 第2節 就学前及び学校教育の充実 | 24 |
| 第3節 家庭や地域の教育力の向上 | 28 |

## 第4章 子どもを育成する家庭に適した良好な居住環境の確保

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第1節 良質な住宅の供給の支援    | 29 |
| 第2節 良好な居住環境の確保     | 29 |
| 第3節 安心して外出できる環境の整備 | 29 |
| 第4節 安全、安心なまちづくりの推進 | 30 |

## 第5章 職業生活と家庭生活との両立支援及び男女共同参画

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1節 子育てをしやすい職場環境づくり     | 30 |
| 第2節 仕事と子育ての両立支援のための啓発活動 | 31 |
| 第3節 男女共同参画              | 32 |

## 第6章 子ども等の安全の確保

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1節 子どもの交通安全の確保         | 33 |
| 第2節 子どもを犯罪から守る環境及び活動の整備 | 34 |
| 第3節 被害に遭った子どもの保護と支援     | 34 |

## 第7章 要保護児童への対応

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1節 児童虐待防止対策    | 35 |
| 第2節 ひとり親家庭の自立支援 | 36 |
| 第3節 障害児施策の充実    | 37 |

## 第8章 目標事業量

## 参考資料

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 次世代育成支援対策関係の主な行政計画の一覧 | 57 |
|-----------------------|----|

### 第1章 計画の趣旨

人は、なぜ子どもを生き育てるのでしょうか。従来は、ほとんどの夫婦や男女が子どもを生む動機は、子どもへの愛情や家族への希望でした。よって、子育ての物心の苦労を当然のこととして受け止め、子育ての責任を果たした充実感と楽しい思い出で満足したものです。しかし、子育てよりも個人の自由・時間を優先させたいという意識の変化や、自分の仕事を優先せざるを得ないなどの環境等から、結婚しない若者、子どもをたくさん生まない夫婦や生めない夫婦（理想の子ども数と現実の子ども数のギャップ）が年々増加したことなどにより、わが国は、世界で最も少子化の進んだ国になりました。平成16年5月に厚生労働省が発表した「合計特殊出生率」は1.29（前年1.32）となりました。少子化の問題は、その要因・背景そのものが、結婚、育児、家庭、地域、学校、職場などの私たち一人ひとりの考え方や生活及び社会構造に深くかかわっているだけでなく、その影響は広く社会経済、国民生活に影響を及ぼすことが懸念されています。そのような現状を踏まえ、国においては平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、その具体策として「緊急保育対策等5ヵ年事業」を実施。さらに、平成11年12月に「新エンゼルプラン」を策定し、平成16年度までの事業として、保育サービスの充実はもとより雇用環境の整備、教育に伴う経済的負担の軽減や街づくりなどの総合的施策を進めてきましたが、少子化に歯止めがかからないということで、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国をあげて次世代育成支援に取り組むことになりました。この流れは、具体的施策として「少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成16年12月24日）によって強かに推進されようとしています。

秋田県の平成15年人口動態によると、出生率は過去最低を更新するとともに9年連続全国最下位でした。この間、秋田県は、平成9年3月に「日本一子どもを生き育てやすい環境づくり」を目標とする、秋田県児童育成計画「秋田21子どもプラン」を策定し、全国最下位の出生率からの脱却を目指して施策を展開中ですが少子化に歯止めがかからないのが現状です。

一方、本市における出生数は平成7年564人、平成12年533人、平成15年には461人と少子化が一層進行しています。高齢化率は26.8%（平成16年7月1日現在）と4年前の平成12年の24.2%と比較して3.4ポイント上昇しています。今後は自治体の政策に占める少子化問題の比重が年々高まることは必須と思われます。そういった観点で本市でも平成13年3月に「大館市児童育成計画」を策

定し、平成13年度から平成22年度までの10年次の計画をたて、「子どもを生きやすい環境づくりと子どもが健やかに成長する社会づくり」に向けた基本方向を定め取組みを進めているところですが、「次世代育成支援対策推進法」が成立したことから「大館市児童育成計画」を基本に、次代の親づくりという視点を加味し併せて事業の数値目標を設定するなどにより、「大館市次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

## 第2章 計画の背景

### (1) 少子・高齢化の進行

1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、毎年のように最低記録を更新し、平成15年は1.29（前年1.32）で、現在の人口規模を維持するために必要な水準（2.08）を大きく下回っています。合計特殊出生率の年次推移を見ると、戦後の昭和22年から昭和24年までは4を越えていましたが、その後は急激に低下し、昭和50年には2を下回り、その後も毎年、低下しています。

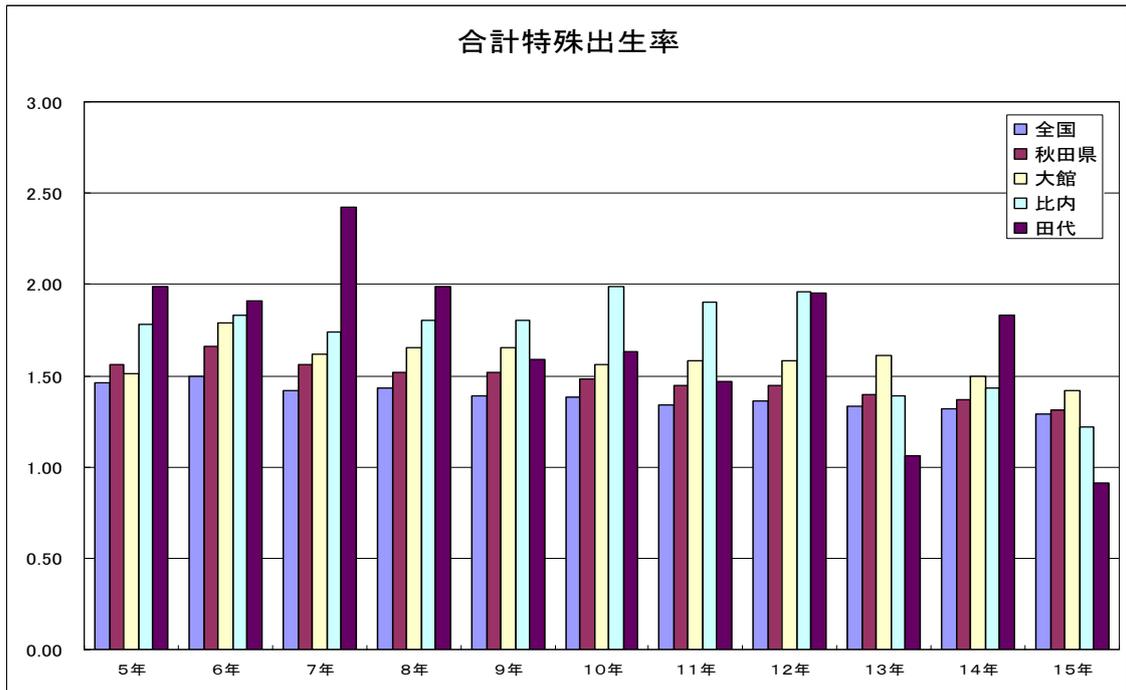
秋田県の場合、平成15年の合計特殊出生率は1.31（全国第36位）、出生率（人口千人あたりの出生数）は6.9と9年連続全国最下位と、全国平均を上回る勢いで少子化社会が到来しています。

## 合計特殊出生率

| 年     | 出生総数 | 合計特殊出生率 |      |      |      |      |
|-------|------|---------|------|------|------|------|
|       |      | 全国      | 秋田県  | 大館   | 比内   | 田代   |
| 平成5年  | 539  | 1.46    | 1.56 | 1.51 | 1.78 | 1.99 |
| 平成6年  | 626  | 1.50    | 1.66 | 1.79 | 1.83 | 1.91 |
| 平成7年  | 564  | 1.42    | 1.56 | 1.62 | 1.74 | 2.42 |
| 平成8年  | 580  | 1.43    | 1.52 | 1.65 | 1.80 | 1.99 |
| 平成9年  | 572  | 1.39    | 1.52 | 1.65 | 1.80 | 1.59 |
| 平成10年 | 543  | 1.38    | 1.48 | 1.56 | 1.99 | 1.63 |
| 平成11年 | 547  | 1.34    | 1.45 | 1.58 | 1.90 | 1.47 |
| 平成12年 | 533  | 1.36    | 1.45 | 1.58 | 1.96 | 1.95 |
| 平成13年 | 544  | 1.33    | 1.40 | 1.61 | 1.39 | 1.06 |
| 平成14年 | 499  | 1.32    | 1.37 | 1.50 | 1.43 | 1.83 |
| 平成15年 | 461  | 1.29    | 1.31 | 1.42 | 1.22 | 0.91 |

※出生総数は、その年の1月から12月までの大館市出生数の合計です。

※合計特殊出生率は、生まれた子供の数を出産可能年齢（15歳～49歳）の女性の人口で割ったものです。

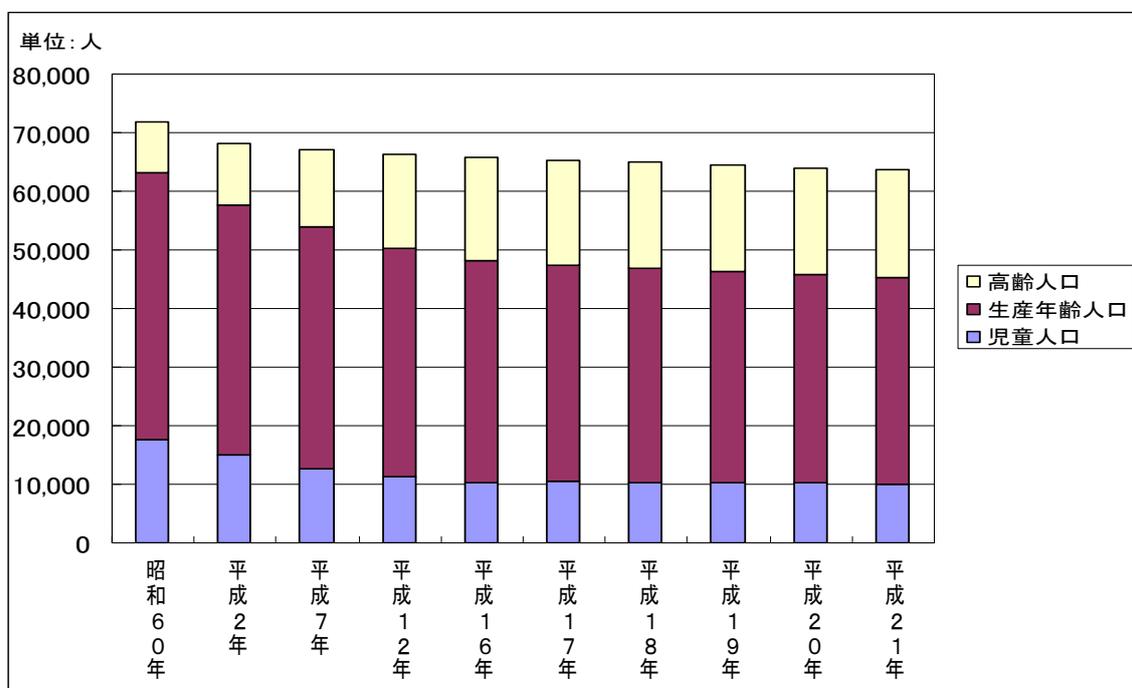


本市の場合、人口は昭和 42 年の 78,939 人をピークとして、次第に減少しはじめ、平成 2 年 68,195 人、平成 7 年 67,214 人、平成 12 年が 66,293 人、平成 16 年が 65,705 人（7 月 1 日現在）と減少が続いています。人口の年齢構成に目を転じてみると平成 7 年の年少人口（14 歳以下）14.9%、高齢人口（65 歳以上）19.7%、平成 12 年が、それぞれ 13.4%、24.2%となっており、少子高齢化の流れに拍車がかかっているのが現状です。

## 人口の推移及び予測

※「国勢調査人口」を用い、「コーホート変化率法」で推計

| 年度    | 総人口      | 児童人口(人)       |        |         |       | 高齢人口<br>(人) |       |
|-------|----------|---------------|--------|---------|-------|-------------|-------|
|       |          | 満0～5歳         | 満6～11歳 | 満12～17歳 |       |             |       |
| 昭和60年 | 71,794 人 | 17,642        | 5,094  | 6,054   | 6,494 | 8,667       |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 24.6%  | 7.1%    | 8.4%  | 9.0%        | 12.1% |
| 平成2年  | 68,195 人 | 14,919        | 3,861  | 5,050   | 6,008 | 10,600      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 21.9%  | 5.7%    | 7.4%  | 8.8%        | 15.5% |
| 平成7年  | 67,214 人 | 12,676        | 3,516  | 4,103   | 5,057 | 13,259      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 18.9%  | 5.2%    | 6.1%  | 7.5%        | 19.7% |
| 平成12年 | 66,293 人 | 11,200        | 3,261  | 3,640   | 4,299 | 16,074      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 16.9%  | 4.9%    | 5.5%  | 6.5%        | 24.2% |
| 平成16年 | 65,675 人 | 10,355        | 3,080  | 3,536   | 3,739 | 17,608      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 15.8%  | 4.7%    | 5.4%  | 5.7%        | 26.8% |
| 平成17年 | 65,287 人 | 10,506        | 3,270  | 3,442   | 3,794 | 17,840      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 16.1%  | 5.0%    | 5.3%  | 5.8%        | 27.3% |
| 平成18年 | 64,930 人 | 10,379        | 3,253  | 3,414   | 3,712 | 18,073      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 16.0%  | 5.0%    | 5.3%  | 5.7%        | 27.8% |
| 平成19年 | 64,479 人 | 10,289        | 3,218  | 3,405   | 3,666 | 18,143      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 16.0%  | 5.0%    | 5.3%  | 5.7%        | 28.1% |
| 平成20年 | 64,065 人 | 10,210        | 3,185  | 3,401   | 3,624 | 18,220      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 15.9%  | 5.0%    | 5.3%  | 5.7%        | 28.4% |
| 平成21年 | 63,571 人 | 10,111        | 3,146  | 3,390   | 3,575 | 18,279      |       |
|       |          | 対総人口<br>割合(%) | 15.9%  | 4.9%    | 5.3%  | 5.6%        | 28.8% |



## (2) 少子化の要因

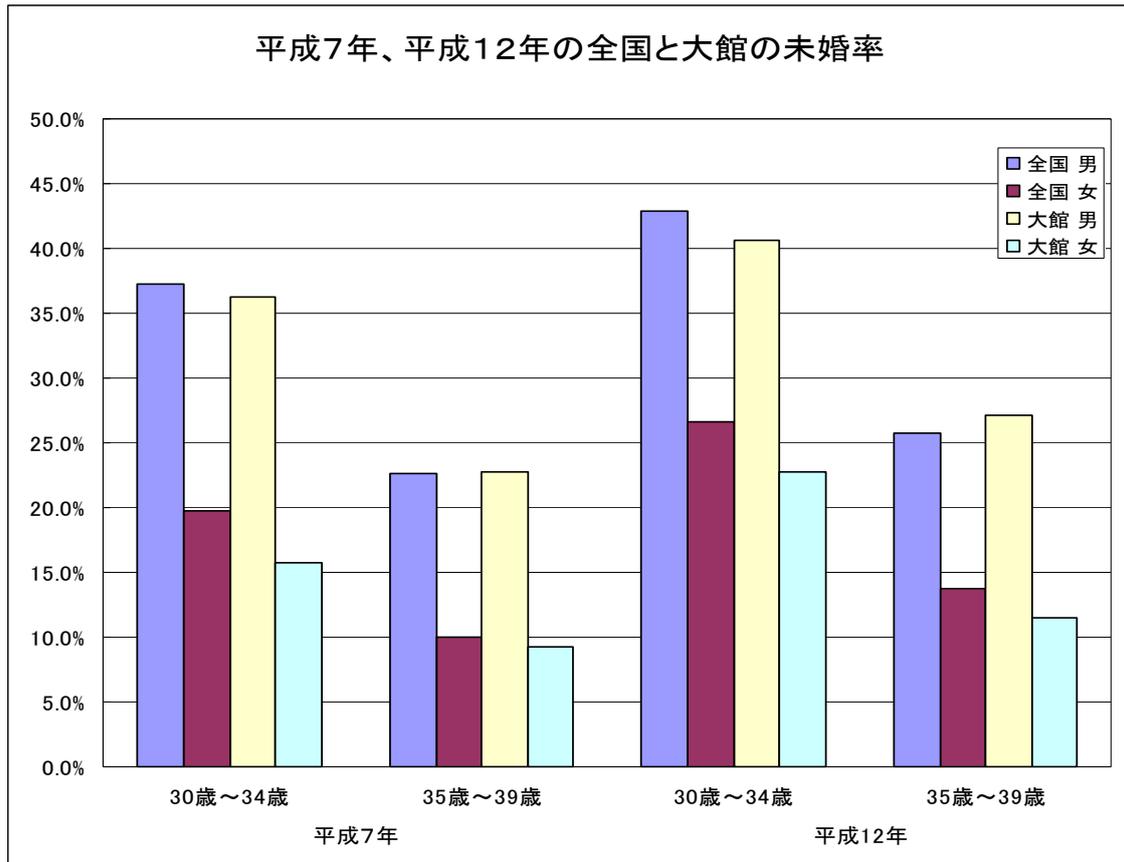
### ①未婚率の上昇（晩婚化）

出生率の低下の原因としては、未婚率の上昇（晩婚化）があります。我が国の年齢階級別の未婚率を見ると、35歳から39歳で、平成7年は男性が22.6%、女性が10.0%であったものが、平成12年には男性が25.7%、女性が13.8%と未婚率が上昇しています。平均初婚年齢をみると、1980年は男性が27.8歳、女性が25.2歳であったものが、2002年には男性が29.1歳、女性が27.4歳と晩婚化も進行しています。

本市の未婚率は全国と比較して低いものの、35歳から39歳でみると、平成7年は、男性が22.8%、女性が9.2%であったものが、平成12年には、男性が27.1%、女性が11.5%と全国と同様、晩婚化、非婚化が進行しています。

### 平成7年、平成12年の全国と大館の未婚率

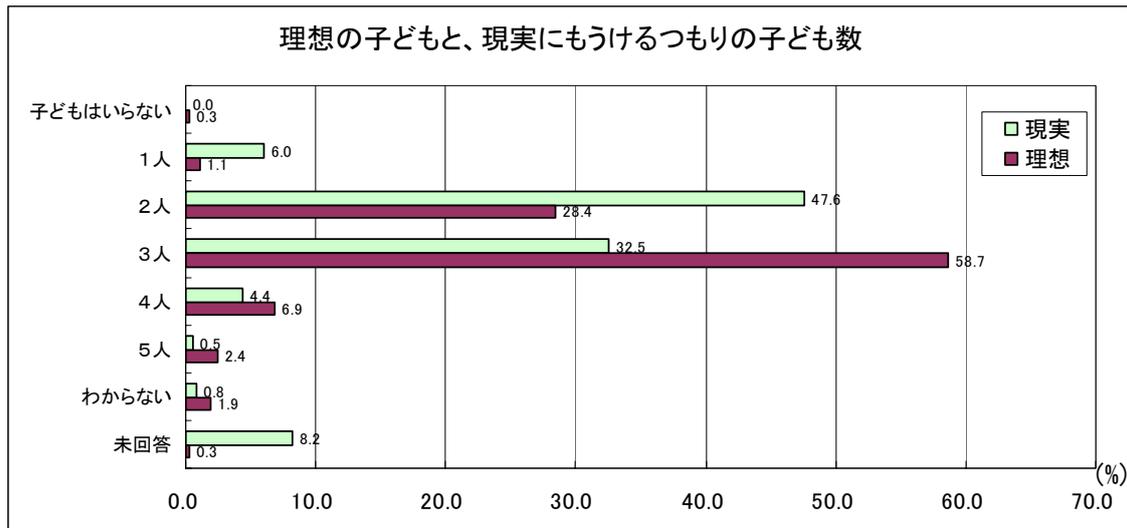
|    |   | 平成7年    |         | 平成12年   |         |
|----|---|---------|---------|---------|---------|
|    |   | 30歳～34歳 | 35歳～39歳 | 30歳～34歳 | 35歳～39歳 |
| 全国 | 男 | 37.3%   | 22.6%   | 42.9%   | 25.7%   |
|    | 女 | 19.7%   | 10.0%   | 26.6%   | 13.8%   |
| 大館 | 男 | 36.2%   | 22.8%   | 40.6%   | 27.1%   |
|    | 女 | 15.7%   | 9.2%    | 22.7%   | 11.5%   |

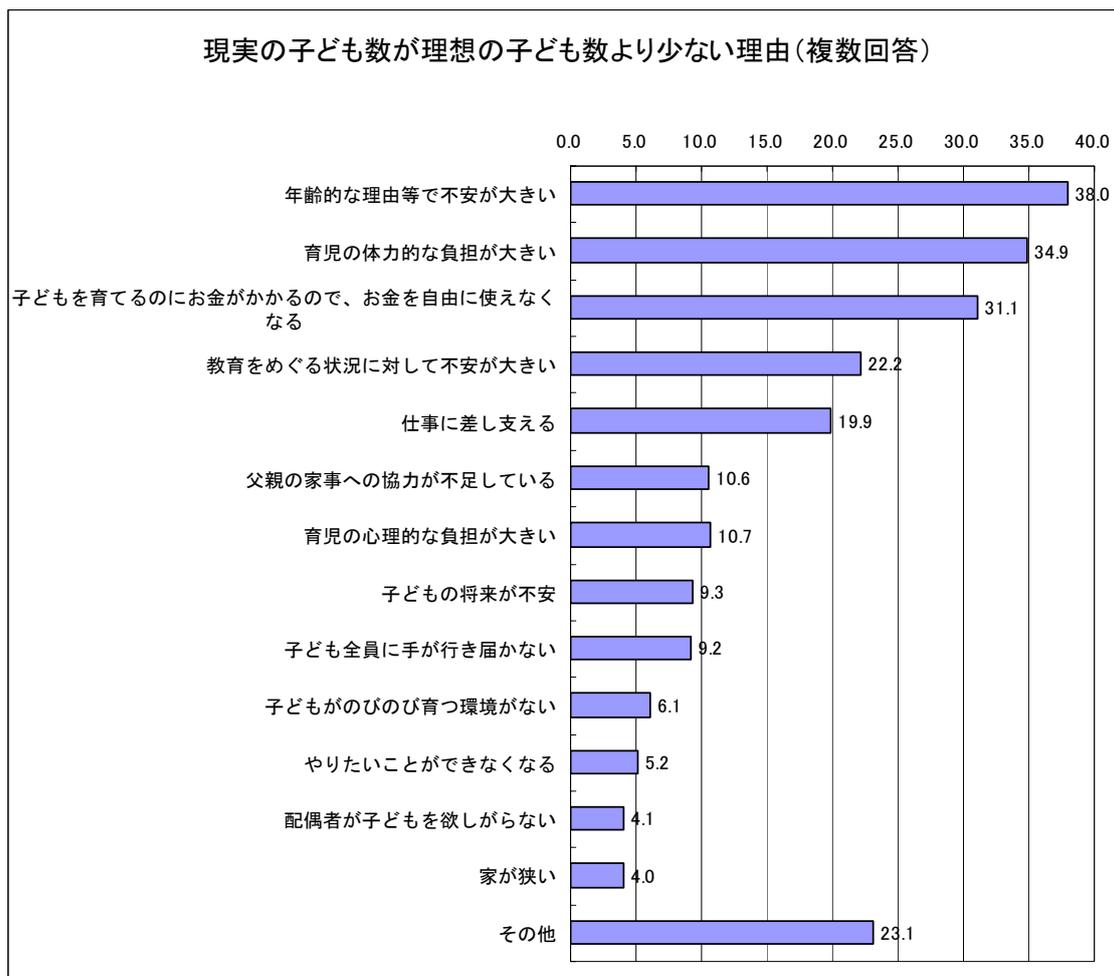


## ②子育て負担（感）の増大

「子育てに関する実態調査、平成12年大館市実施」（以下「実態調査」という。）における、「子育てをしていく上で問題になることはなんですか」という問いに対して、「経済的負担」「子育てと仕事の両立」「精神的・身体的負担」が上位3つの理由としてあげられています。特に女性の社会進出が進行し女性の就業率が増加の一途をたどっている中で、「子育てと仕事の両立」に負担を感じている女性（母親）が多いということがいえます。今後も女性の社会参加が進むことから、育児や家事などにおける固定的性別役割分担意識の解消や職場・家庭・地域における子育て支援策が求められています。

理想とする子どもの人数は、「3人」という答えが最も多く、60%近くに達しますが、実際に何人の子どもをもうけるつもりかを尋ねると、「2人」という答えが最も多くなります。こうしたギャップが現れる理由としては、「年齢的な理由等で不安が大きい」、「育児の体力的負担が大きい」、「子どもを育てるのにお金がかかる」といった回答が上位を占めています。子育てに関する様々な負担感が影響していることがわかります。



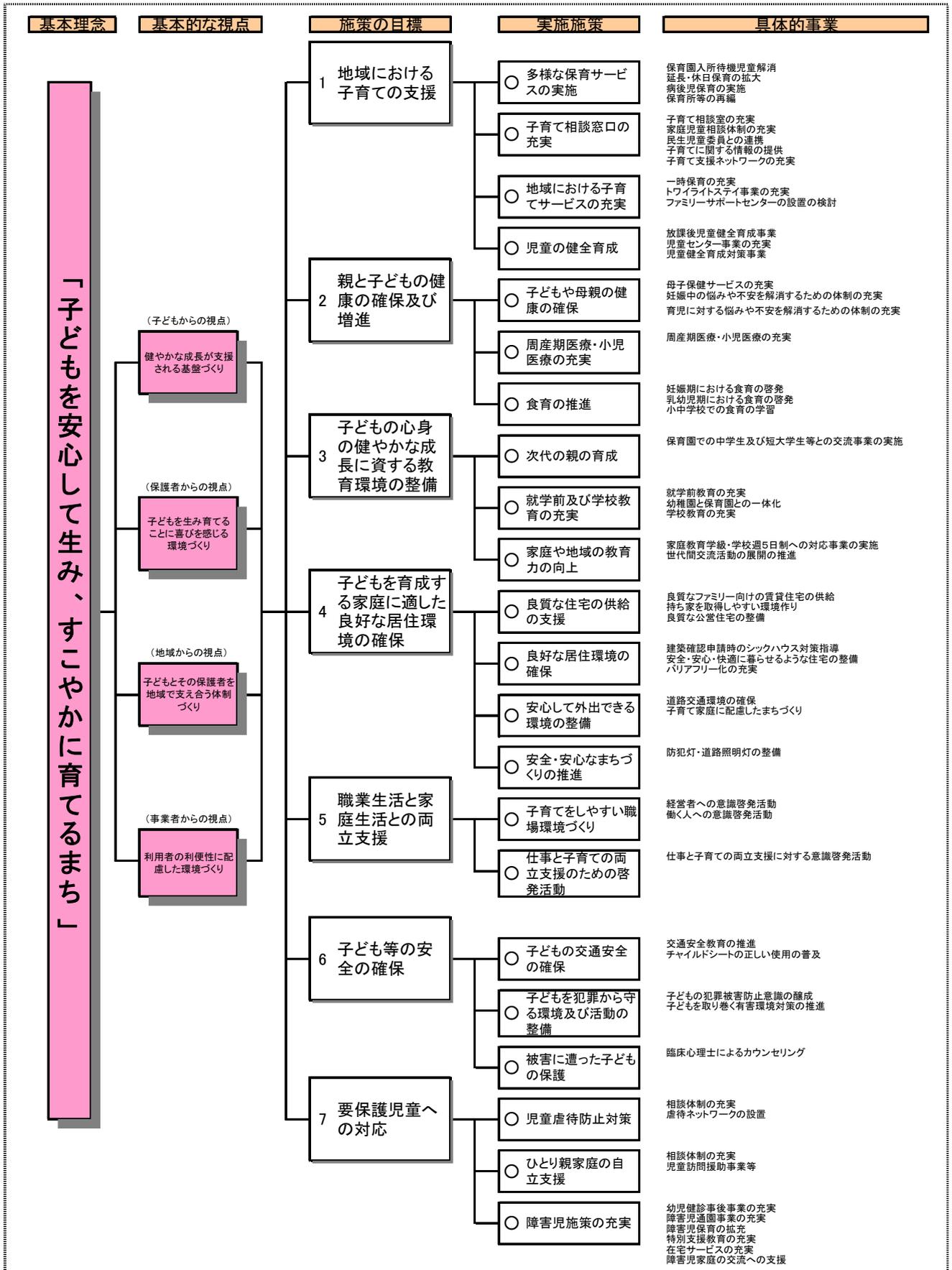


### 第3章 計画の性格及び期間

このプランは「子どもを生み育てやすい環境づくりと子どもが健やかに成長する社会づくり」かつ「次代の親づくり」に向けて、本市が具体的に取り組む施策や事業を示すものです。「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的取組みを推進するために制定されました。このことにより全国の市町村は平成17年度を初年度とした次世代育成支援の実施に関する行動計画の策定が義務付けられました。平成17年度から平成21年度までの5年間を前期、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期とする2期10年間の計画期間とします。

なお、行動計画の推進にあたっては、関係機関による「(仮称)次世代育成支援行動計画推進会議」を開催し、年度ごとに計画の実施状況を点検・評価・公表するとともに、後期計画については、前期計画に関わる必要な検証を行い、市の総合計画を踏まえ、平成21年度中に策定するものとします。

# 大館市次世代育成支援行動計画 体系表



## 第2部 行動計画

### 第1章 地域における子育ての支援

近年、核家族化の進行に伴う育児の孤立化により、家庭において子育てをしている専業主婦などの孤立感に伴う育児不安が指摘されております。厚生労働省の調査に「子育てに自信がなくなることがよくある又は時々あると感じる人の割合」は、共働き夫婦で46.7%、専業主婦で70.0%となっております。このことは、共働き夫婦のみならず、すべての子育て家庭の支援充実が求められていると言えます。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進、育児に疲れたときのリフレッシュ保育の実施など、地域資源を活用した取組みを推進します。

#### 第1節 多様な保育サービスの実施

核家族の割合が世帯の54%（「大館市次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査」以下「ニーズ調査」という。）であることや、母の就労率が62.1%（「実態調査」）に達していることを踏まえた保育サービスの実施が求められています。そのため待機児童の解消はもとより、多様な就労スタイルに合わせた保育サービスの実施に取り組めます。

##### 1. 保育園入所待機児童解消

待機児童の解消については、定員の弾力化（4月当初定員15%増、5月25%増）等により対応してきましたが、平成16年7月1日現在で14人の児童が待機となっています。

定員の増大、保育士の確保およびへき地保育所の活用等を通じ平成21年度には待機児童ゼロを目指します。

##### 2. 延長・休日保育の拡大

現在、認可保育所の開所時間は、7:30～18:30が4ヶ所、7:30～19:00及び7:00～19:00がそれぞれ1ヶ所となっています。また、へき地保育所の開所時間は8:30～17:00です。

「ニーズ調査」によると、保育サービス利用開始希望時間で7時台前半を希望6%、終了時間で18時台後半以降希望16%でした。

認可保育所およびへき地保育所の開所時間について必要に応じ延長を検討します。

また、休日保育（日曜日および祝日）については、「ほぼ毎週利用したい」が5%、「月1～2回利用したい」が22%でした。現在、休日保育をしている認可保育所は1ヶ所となっています。必要に応じ実施箇所数の増を検討します。

### 3. 病後児保育の実施

保育所に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。「ニーズ調査」によると、「利用したい」が51%でした。

平成17年度から実施します。

### 4. 保育所等の再編

認可保育所における待機児童や一部へき地保育所に定員以上の入所がある一方で、少子化に伴い、へき地保育所や市立幼稚園の定員割れが続いています。幼児教育や集団における人格形成の場を提供するという観点から、一定規模の入所者を確保する必要があります。各地域ごとの保育園、児童館および幼稚園等の立地状況を勘案し、運営方式の見直し（指定管理者制度の摘要等）も含めて検討しながら保育所等の再編を進めていきます。

なお、矢立地区におけるへき地保育所と幼稚園の統合については、平成17年度から実施します。

## 第2節 子育て相談窓口の充実

現在、市に設けられている子育てに関する相談窓口は「子育て相談室」（地域子育て支援センター）、「家庭児童相談室」（福祉事務所）、「健康相談」（保健センター）、「少年相談センター」（社会教育課）、教育相談（教育研究所）と5ヶ所があり、市民の相談窓口としての「市民相談室」も設けられています。

若い世代が子育ての不安を解消し、安心して育児ができる環境づくりのため各種相談機能の横の連携や充実を図り、育児について気軽に相談できる体制の整備（子育て支援ネットワークの構築）を推進します。

### 1. 子育て相談室の充実

地域における子育て中の家庭に対する育児支援を目的として、平成5年に設置

された「子育て相談室」（地域子育て支援センター）は、相談活動、育児講座、育児サークルの育成・支援などの活動を通じ、母親自身の悩みや子育ての不安、精神的負担を緩和させる役割を果たしており、年々、子育て相談室における活動に参加する親子が増えてきています。「子育て相談室」（地域子育て支援センター）の認知度は3年前の36.5%から48.1%へと向上しています。引き続き周知に努めると共に既存の活動①体験保育（つくしんぼ広場）②育児講座・講演会の開催③保育所との交流④子育てサークルの育成・支援⑤情報誌「つくしんぼ」の発行を充実させます。

## 育児相談状況

| 月別    |              | 相談内容                | 5年度              | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |    |
|-------|--------------|---------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|----|
| 項目    |              |                     | 件数               | 件数  | 件数  | 件数  | 件数  | 件数   | 件数   | 件数   | 件数   | 件数   | 件数   |    |
| 生活習慣  | 睡眠           | 添い寝・夜泣き・夜寝ない        | 2                |     | 5   | 2   | 6   | 2    | 5    | 1    | 11   | 5    | 9    |    |
|       | 食            | 授乳                  | 1                |     | 2   | 3   | 1   | 1    | 1    | 3    | 3    | 1    | 5    |    |
|       | 食事           | 離乳、離乳食              | 1                | 2   | 2   | 2   | 1   | 17   | 5    | 5    | 5    | 6    | 11   |    |
|       |              | 食事                  | 偏食・食が細い・おやつとの与え方 | 2   | 4   | 4   | 6   | 7    | 11   | 5    | 9    | 11   | 13   | 25 |
|       | 排泄           | オムツがとれない・夜尿         |                  | 6   | 6   | 10  | 2   |      |      | 1    | 1    | 15   | 28   | 26 |
|       | その他          |                     |                  | 1   | 1   |     |     | 1    |      |      |      |      | 7    | 2  |
| 発達    | ほふく、歩行       | ハイハイしない・歩行の遅れ       |                  |     | 1   | 2   | 1   | 3    | 2    | 4    | 7    | 9    | 9    |    |
|       | 身体の発育        | 体重が増えない・左きき         | 1                | 1   | 1   | 2   | 5   | 21   | 3    | 2    | 8    | 12   | 8    |    |
|       | 言葉           | 言葉の遅れ・どもり・赤ちゃん言葉    | 2                | 4   | 9   | 4   | 19  | 19   | 16   | 12   | 11   | 21   | 40   |    |
|       | 社会性          | 友だちと遊べない・赤ちゃん返り     | 4                | 6   | 8   | 21  | 31  | 3    | 8    | 19   | 23   | 27   | 34   |    |
|       | 性格           | わがまま・反抗的・登園拒否       | 6                | 15  | 8   | 16  | 19  | 3    | 2    | 3    | 28   | 32   | 16   |    |
|       | くせ           | 指しゃぶり・爪かみ・チック       | 1                | 2   |     | 5   | 6   |      |      | 2    | 7    | 19   | 26   | 58 |
| その他   |              |                     |                  |     | 2   |     | 14  |      |      |      |      | 6    | 4    |    |
| 医学的問題 | アトピー・喘息・予防接種 | 2                   |                  | 4   | 7   | 7   | 16  | 13   | 9    | 6    | 13   | 28   |      |    |
| 生活環境  | 家庭           | 父母の育児態度・祖父母の甘やかし    | 4                | 2   | 1   | 18  | 10  | 198  | 32   | 23   | 32   | 15   | 12   |    |
|       | 近隣、地域        | 遊び仲間がない・「つくしんぼ広場」参加 | 12               | 52  | 85  | 204 | 254 | 14   | 21   | 50   | 89   | 180  | 196  |    |
| 育児方法  | 健康           | 薄着・日光浴・ベビースイミング     |                  |     |     | 6   | 1   | 66   | 2    | 7    | 4    | 5    | 12   |    |
|       | しつけ教育        | ほめ方・しかり方・オモチャの与え方   | 1                |     | 6   | 13  | 23  |      | 67   | 68   | 101  | 155  | 219  |    |
| その他   | 育児に関係あり      | 幼稚園・保育園・一時預かり       | 3                | 10  | 17  | 78  | 51  |      |      |      |      | 10   | 60   |    |
|       | 育児に関係なし      |                     |                  |     | 1   |     | 1   |      |      |      | 1    | 2    | 1    |    |
|       | 学童に関して       |                     | 1                |     |     | 1   |     |      |      |      |      |      |      |    |
|       | つくしんぼ広場      |                     |                  |     |     |     |     | 86   | 101  | 128  | 101  | 172  | 190  |    |
|       | 育児講座         |                     |                  |     |     |     |     | 1    | 63   | 14   | 8    | 1    | 1    |    |
|       | サークル活動       |                     |                  |     |     |     |     | 2    | 48   | 60   | 48   | 38   | 10   | 2  |
|       | 一時預かり        |                     |                  |     |     |     |     |      |      |      |      | 36   | 12   | 5  |
| 小計    |              |                     |                  |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |    |
| 合計    |              |                     | 43               | 105 | 161 | 420 | 447 | 524  | 409  | 413  | 567  | 822  | 973  |    |
| 累計    |              |                     |                  |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |    |

城南保育園子育て相談室

## 平成15年度 電話相談 面接相談状況

| 月別<br>項目 | 4月              |     | 5月 |     | 6月 |     | 7月 |     | 8月 |     | 9月 |     | 10月 |     | 11月 |     | 12月 |     | 1月 |     | 2月 |     | 3月 |    | 月別計 |     |     |     |
|----------|-----------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|
|          | 電話              | 面接  | 電話 | 面接  | 電話 | 面接  | 電話 | 面接  | 電話 | 面接  | 電話 | 面接  | 電話  | 面接  | 電話  | 面接  | 電話  | 面接  | 電話 | 面接  | 電話 | 面接  | 電話 | 面接 | 電話  | 面接  |     |     |
| 生活習慣     | 睡眠              |     |    | 1   |    |     |    |     | 1  |     |    |     | 2   | 5   |     |     |     |     |    |     |    |     |    |    |     |     | 9   |     |
|          | 授乳              |     |    |     |    |     |    | 1   | 1  |     |    |     |     | 1   |     |     |     |     |    |     |    | 2   |    |    |     | 1   | 4   |     |
|          | 離乳、離乳食          | 1   | 2  |     |    | 1   |    | 1   | 1  |     |    |     |     |     |     |     |     | 3   |    |     |    | 2   |    |    |     | 1   | 10  |     |
|          | 食事              |     | 1  |     |    |     |    | 4   | 1  |     | 1  |     | 3   | 1   | 3   |     |     | 5   |    | 1   |    | 4   |    |    |     | 1   | 23  |     |
|          | 排泄              |     | 3  |     |    |     | 1  |     | 6  | 2   |    | 3   | 1   | 1   |     |     |     | 1   |    | 3   |    | 3   |    |    |     | 1   | 23  |     |
| その他      |                 | 1   |    | 1   |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |    |     |    |     |    |    |     |     | 2   |     |
| 発育       | ほふく、歩行          |     |    |     |    | 1   |    | 3   | 1  |     |    |     |     |     |     |     |     | 3   |    |     |    | 1   |    |    |     |     | 9   |     |
|          | 身体の発育           |     | 2  |     | 1  | 1   |    |     | 1  |     |    |     | 1   | 2   |     |     |     |     |    |     |    |     |    |    |     |     | 8   |     |
|          | 言葉              |     |    |     | 1  | 6   |    | 5   | 3  |     | 3  |     |     | 4   |     | 8   |     | 5   |    | 3   |    |     |    |    |     |     | 38  |     |
|          | 社会性             |     |    |     | 1  | 4   |    | 4   | 1  |     | 5  |     | 3   | 2   |     | 6   |     | 4   |    | 4   |    |     |    |    |     |     | 34  |     |
|          | 性格              |     | 3  |     | 1  | 5   |    | 2   |    |     |    |     | 1   |     |     | 1   |     | 1   |    | 1   |    |     |    |    |     |     | 14  |     |
|          | くせ              |     |    |     | 2  | 5   |    | 4   | 3  |     | 6  |     | 9   | 2   |     | 11  |     | 6   |    | 7   |    |     |    |    |     |     | 55  |     |
| その他      |                 |     |    |     | 1  |     |    |     |    | 1   |    |     |     |     | 1   |     |     |     | 1  |     |    |     |    |    |     |     | 4   |     |
| 医学的問題    |                 |     |    | 1   | 2  |     | 6  |     | 2  |     |    | 1   | 1   | 3   | 1   | 3   |     | 5   |    |     |    | 3   |    |    |     | 2   | 25  |     |
| 生活環境     | 家庭              |     |    |     |    |     |    | 4   |    |     |    | 3   | 3   | 1   |     |     |     |     |    |     |    | 1   |    |    |     |     | 12  |     |
|          | 近隣、地域           | 19  | 19 | 8   | 9  | 6   | 8  | 17  | 16 | 8   | 8  | 4   | 6   | 15  | 15  |     |     | 6   | 6  |     | 1  | 9   | 8  |    |     |     | 92  | 96  |
| 育児方法     | 健康              |     | 3  |     |    |     |    |     |    |     |    |     | 4   |     | 2   |     | 1   |     |    |     | 1  |     | 1  |    |     |     | 12  |     |
|          | しつけ教育           |     | 9  |     | 8  |     | 21 | 1   | 26 |     | 13 |     | 20  |     | 20  | 1   | 21  |     | 36 |     | 23 |     | 14 |    |     |     | 2   | 211 |
| その他      | 育児に関係あり         | 1   | 2  | 2   | 1  |     | 1  | 2   | 10 |     | 4  |     | 2   | 5   | 5   |     | 6   |     | 8  |     | 2  |     | 4  |    |     |     | 10  | 45  |
|          | 育児に関係なし         |     |    |     |    | 1   |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |    |     |    |     |    |    |     |     | 1   |     |
|          | 学童に関して          |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |    |     |    |     |    |    |     |     |     |     |
|          | つくしんぼ広場         | 19  | 19 | 8   | 8  | 6   | 6  | 16  | 16 | 8   | 8  | 4   | 4   | 15  | 15  |     |     |     | 6  |     |    |     | 9  | 9  |     |     | 91  | 85  |
|          | 育児講座            |     | 1  |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |    |     |    |     |    |    |     |     |     | 1   |
|          | サークル活動<br>一時預かり |     |    |     | 1  |     |    |     |    |     |    |     |     | 2   |     |     |     |     |    |     |    | 1   |    |    |     |     | 3   | 1   |
| 小計       | 40              | 65  | 20 | 37  | 12 | 67  | 36 | 103 | 16 | 46  | 8  | 55  | 37  | 83  | 4   | 47  | 12  | 94  | 0  | 49  | 18 | 64  |    |    |     | 266 | 710 |     |
| 合計       |                 | 105 |    | 57  |    | 79  |    | 139 |    | 62  |    | 63  |     | 120 |     | 51  |     | 106 |    | 49  |    | 82  |    |    |     | 63  | 913 |     |
| 累計       |                 |     |    | 162 |    | 241 |    | 380 |    | 442 |    | 505 |     | 625 |     | 676 |     | 782 |    | 831 |    | 913 |    |    |     | 63  | 913 |     |

城南保育園子育て相談室

## つくしんぼ広場、育児講座、交流事業等実施状況

|        | 実施回数 | 参加延べ人数 | 0歳児延べ人数 | 1歳児延べ人数 | 2歳児延べ人数 | 3歳児延べ人数 | 4歳児延べ人数 | 5歳児延べ人数 | 小学生延べ人数 |
|--------|------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平成5年度  | 21回  | 510人   | 13人     | 91人     | 117人    | 96人     | 72人     | 97人     | 24人     |
| 平成6年度  | 55回  | 1090人  | 26人     | 331人    | 194人    | 202人    | 69人     | 136人    | 132人    |
| 平成7年度  | 56回  | 1452人  | 140人    | 435人    | 427人    | 159人    | 66人     | 135人    | 90人     |
| 平成8年度  | 51回  | 1781人  | 205人    | 455人    | 483人    | 366人    | 112人    | 111人    | 49人     |
| 平成9年度  | 84回  | 2448人  | 137人    | 622人    | 676人    | 464人    | 238人    | 311人    | 0人      |
| 平成10年度 | 44回  | 3258人  | 243人    | 578人    | 1010人   | 588人    | 219人    | 620人    | 人       |
| 平成11年度 | 84回  | 3134人  | 423人    | 728人    | 824人    | 592人    | 206人    | 361人    | 人       |
| 平成12年度 | 103回 | 3202人  | 409人    | 772人    | 757人    | 358人    | 167人    | 739人    | 人       |
| 平成13年度 | 101回 | 3463人  | 636人    | 851人    | 971人    | 490人    | 81人     | 118人    | 人       |
| 平成14年度 | 144回 | 3666人  | 712人    | 1023人   | 953人    | 477人    | 152人    | 184人    | 165人    |
| 平成15年度 | 174回 | 5129人  | 1082人   | 1640人   | 1478人   | 360人    | 192人    | 174人    | 203人    |

## つくしんぼ広場参加者年齢別参加状況

|        | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | つくしんぼ広場<br>登録人数 | 核家族           | 転勤族           |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----------------|---------------|---------------|
| 平成5年度  | 3人  | 11人 | 11人 | 5人  | 30組             | 70% (21/30)   | 50% (15/30)   |
| 平成6年度  | 4人  | 24人 | 10人 | 12人 | 50組             | 62% (31/50)   | 50% (25/50)   |
| 平成7年度  | 15人 | 34人 | 35人 | 7人  | 91組             | 58% (53/91)   | 46% (42/91)   |
| 平成8年度  | 16人 | 30人 | 30人 | 21人 | 97組             | 77% (75/97)   | 44% (43/97)   |
| 平成9年度  | 14人 | 50人 | 45人 | 25人 | 134組            | 81% (109/134) | 54% (72/134)  |
| 平成10年度 | 24人 | 36人 | 71人 | 25人 | 156組            | 86% (134/156) | 60% (94/154)  |
| 平成11年度 | 36人 | 57人 | 70人 | 28人 | 191組            | 79% (151/191) | 58% (111/191) |
| 平成12年度 | 43人 | 81人 | 63人 | 22人 | 209組            | 76% (158/209) | 51% (107/209) |
| 平成13年度 | 59人 | 63人 | 78人 | 23人 | 223組            | 73% (163/223) | 63% (141/223) |
| 平成14年度 | 74人 | 87人 | 63人 | 21人 | 245組            | 79% (195/245) | 38% (94/245)  |
| 平成15年度 | 78人 | 93人 | 84人 | 14人 | 269組            | 78% (210/269) | 32% (87/269)  |

## 2. 家庭児童相談体制の充実

家庭児童相談室では、2名の家庭相談員が家族や親族からの相談や児童相談所、保健所など関係機関の依頼を受け、家庭訪問や関係機関との協力により問題解決に当たっています。相談内容は「知能・言語」や「養育養護」に関するものが過半数を占めており、受付経路は家族から直接の場合がほとんどです。

とりわけ、ここ数年は児童虐待に関係した相談件数が増えてきており、専門知識や経験を踏まえた適切な対応が求められています。

また、DV（親しい関係にあるパートナーからの暴力）に関係した相談も増えてきており、母子自立支援員が対応しています。

児童虐待、DVは迅速な対応が必要であることから、今後も関係機関と連携を図り、課題に適切に対応していきます。

◎相談種別状況

| 区 分             | 件 数 |
|-----------------|-----|
| 性 格 ・ 生 活 習 慣 等 | 22  |
| 知 能 ・ 言 語       | 80  |
| 学 校 生 活 等       | 33  |
| 非 行             | 13  |
| 家 族 関 係         | 6   |
| 児 童 養 護         | 41  |
| 心 身 障 害         | 79  |
| そ の 他           | 90  |
| 計               | 364 |

◎年齢別状況

| 区 分                     | 件 数 |
|-------------------------|-----|
| 0 歳 児                   | 3   |
| 1 歳 児 ～ 3 歳 児 未 満       | 47  |
| 3 歳 児                   | 51  |
| 4 歳 児 ～ 小 学 校 就 学 前 児 童 | 69  |
| 小 学 校 低 学 年 児 童         | 26  |
| 小 学 校 高 学 年 児 童         | 31  |
| 中 学 生                   | 46  |
| 高 校 生                   | 37  |
| そ の 他 1 8 歳 未 満 児       | 24  |
| そ の 他                   | 30  |
| 計                       | 364 |

◎受付経路

| 区 分                 | 件 数 |
|---------------------|-----|
| 児 童 委 員 か ら の 通 告   | 4   |
| 児 童 相 談 所 か ら の 委 嘱 | 15  |
| 保 健 所 か ら の 通 知     | 0   |
| 警 察 関 係 か ら 通 知     | 1   |
| 市 町 村 か ら 通 知       | 21  |
| 学 校 か ら 相 談         | 12  |
| 家 族 、 親 戚 か ら 相 談   | 293 |
| そ の 他 か ら 相 談       | 10  |
| 本 人 か ら 相 談         | 8   |
| 計                   | 364 |

◎処理状況

| 区 分                                | 件 数   |
|------------------------------------|-------|
| 社 会 福 祉 主 事 指 導                    | 83    |
| 児 童 相 談 所 定 期 相 談 へ                | 63    |
| 児 童 相 談 所 の 委 嘱<br>に よ り 調 査 の 完 了 | 15    |
| 他 の 機 関 へ 幹 旋 、 照 会                | 20    |
| 相 談 、 助 言 、 そ の 他                  | 183   |
| 計                                  | 364   |
| 指 導 回 数                            | 1,231 |
| 地 域 活 動 へ 参 加                      | 20    |

## 3. 民生児童委員との連携

民生児童委員は、地域の実情を最も把握しており、身近な相談者として、地域福祉の充実を図ると共に、健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行っています。

相談する相手がいない、社会との接点が少ないなどの理由により、子育てに孤立感を抱いている家庭が多くなってきております。

今後の地域における子育て支援事業を進めるに当たって、児童問題を担当する民生児童委員と行政が連携し定期的に情報交換を通じ課題の解決に努めます。

#### 4. 子育てに関する情報の提供

子育て相談室では年に2回、子育て情報誌「つくしんぼ」を発行し、全世帯に配布しています。しかし、「ニーズ調査」によると子育て情報誌の認知度が33.5%と低いのが現状です。配布方法や周知の仕方に工夫が求められています。合わせて紙面づくりにおいて、保護者の意見を取り入れる編集体制を今後構築していきます。

また、子育てに関する情報を系統的に編集し、市民に提供するために「子育て情報マップ」を平成14年に発行（保健センター）しましたが、内容を見直し、平成17年度中に編集し平成18年度発行を目指します。なお、編集の際は、保護者の代表（子育てサークル等）に編集委員として加わっていただくことにより、保護者が求めている情報提供に努めます。

さらには、上記の情報を広く市民に周知できるよう、「子育て支援ホームページ」を平成18年に開設します。

#### 5. 子育て支援ネットワークの充実

これまで本市においては、家庭における子育てに対する身体的・心理的負担、育児不安等を解消し、子育て支援を地域から推進するため「子育て相談室」を拠点施設とし、関係機関で推進委員会を組織し、「地域子育て支援事業」を進めてきました。今後も、推進委員会を活性化し、関係機関と連絡を密にし、子育て情報の提供や相談活動、子育て支援活動の展開を図ることにより地域ぐるみのネットワークづくりに努めていきます。

### 第3節 地域における子育てサービスの充実

近年、核家族化、地域社会の変化など、子育てを巡る環境が大きく変化したため、家族のみでは子育てを背負いきれなくなっており、さらには児童虐待などが深刻な問題となっています。身近な地域社会での助け合いのネットワークづくりを目指します。

### 1. 一時保育の充実

専業主婦家庭の育児疲れの解消、保護者の病気や断続的就労形態などに対応するため、一時保育を行っています。

「ニーズ調査」によると、「緊急の用事等（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）で普段面倒をみる人が見られなくなったことがあった」との回答が43%で、その際、親が仕事を休む又は親族等に預けた例がほとんどであり、その対応についての困難性が指摘されております。

現在、一時保育をしている施設は1ヶ所となっています。田代、比内の実施状況も勘案しながら、必要に応じ実施箇所数の増を含めて検討します。

### 2. トワイライトステイ事業の充実

保護者が仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在などの場合、夜の10時まで施設で子どもを預かる事業を行なっております。保育所の延長保育、休日保育や児童センター（児童会館）の開所時間とも関連する問題であり、必要に応じ実施箇所数の増を含めて検討します。

### 3. ファミリーサポートセンターの設置の検討

ファミリーサポートセンターは、サービスを利用したい人と協力したい人が会員となり、利用したい人が、協力したい人に子どもの送迎や保育などを依頼する、地域での相互援助体制を確立する事業です。設置基準が「300人以上の会員を有すること」となっていることから、本市での設置は現状では困難であると思われます。すでに同様のサービスをボランティア団体で実施していることから、これらの需要等をみながら今後も設置の必要性について、検討していきます。

## 第4節 児童の健全育成

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や社会性の発達に大きな影響があると考えられます。社会への適応性を身につけ、豊かな人間性を育てていくためには、家庭・学校・地域が多様な体験の場と機会を子どもに提供する必要があります。

また、児童の健全育成を図る上で、児童センター、公民館、学校、民生児童委員、地域ボランティア、子ども会及び町内会等を活用した取組みを進めることが必要です。

### 1. 放課後児童健全育成事業

日中、保護者が仕事等で家庭を留守にする小学校低学年の子どものために安全な居場所を確保し、児童の育成・指導、集団的保育サービスを提供する「放課後児童健全育成事業」を、小学校の学区単位に設置された3つの児童センター、2つの児童会館及びふれあいセンターの計6ヶ所（学区）で実施しています。「ニーズ調査」では、平日週4日以上利用したい26.6%、週1～3日利用したい20.6%、土曜日ほぼ毎週利用したい13.6%、月1～2回利用したい21%でした。

平成21年度まで需要度を勘案しながら時間の延長、新たな地区での事業実施にむけ検討します。

#### 1. 桂城児童センター 大館市水門前1番5号 電話(49)4710

(平成15年度)

| クラブ名   | 指導者 | クラブ人数 |     | 開催数  | 利用者数    | 備考             |
|--------|-----|-------|-----|------|---------|----------------|
|        |     | 男     | 女   |      |         |                |
| 幼児スポーツ | 1人  | 17組   | 12組 | 30回  | 1,118人  | 2歳児～4歳児と親      |
| 学童スポーツ | 2人  | 17人   | 16人 | 26回  | 716人    | 1年～3年          |
| チャレンジ  | 1人  | 6人    | 14人 | 28回  | 517人    | 3年             |
| 児童仲よし  | 4人  | 46人   | 44人 | 264回 | 16,304人 | 1年～3年          |
| 母親習字   | 1人  |       | 12人 | 28回  | 187人    |                |
| 任意利用   |     |       |     | 135回 | 1,096人  | 夏休み、冬休み工作クラブ含む |
| 合      |     | 計     |     |      | 19,938人 |                |

#### 2. 釈迦内児童センター 大館市釈迦内字相染台24番地 電話(48)4487

(平成15年度)

| クラブ名        | 指導者 | クラブ人数 |     | 開催数  | 利用者数    | 備考          |
|-------------|-----|-------|-----|------|---------|-------------|
|             |     | 男     | 女   |      |         |             |
| 幼児スポーツ(パンダ) | 1人  | 10組   | 10組 | 29回  | 810人    | 3歳児～4歳児と親   |
| 幼児スポーツ(コアラ) | 1人  | 13組   | 11組 | 29回  | 880人    | 1歳児～2歳児と親   |
| 学童スポーツ      | 1人  | 38人   | 27人 | 70回  | 1,405人  | 1年～3年       |
| 児童仲よし       | 3人  | 33人   | 40人 | 266回 | 10,905人 | 1年～3年       |
| 自然観察会       | 1人  | 23人   | 9人  | 10回  | 158人    | 4年～6年 第2土曜日 |
| 任意利用        | 1人  |       |     |      | 383人    |             |
| 合           |     | 計     |     |      | 14,541人 |             |

#### 3. 城西児童センター 大館市城西町8番1号 電話(43)6154

(平成15年度)

| クラブ名            | 指導者 | クラブ人数 |      | 開催数  | 利用者数    | 備考      |
|-----------------|-----|-------|------|------|---------|---------|
|                 |     | 男     | 女    |      |         |         |
| 幼児スポーツ(パンピ☆クラブ) | 1人  | 5組    | 9組   | 15回  | 136人    | 2歳児～3歳児 |
| 学童スポーツ          | 1人  | 20人   | 22人  | 45回  | 570人    | 1年～3年   |
| 児童仲よし           | 2人  | 385人  | 258人 | 256回 | 8,904人  | 1年～3年   |
| 陶芸教室            | 1人  | 5人    | 10人  | 13回  | 159人    | 1年～6年   |
| 工作クラブ           | 1人  | 6人    | 4人   | 18回  | 105人    | 1年～6年   |
| 任意利用            |     |       |      |      | 261人    |         |
| 合               |     | 計     |      |      | 10,135人 |         |

4. 有浦児童会館 大館市有浦4丁目9番39号 電話(49)4421  
(平成15年度)

| クラブ名  | 指導者 | クラブ人数 |     | 開催数  | 利用者数    | 備考      |
|-------|-----|-------|-----|------|---------|---------|
|       |     | 男     | 女   |      |         |         |
| 児童仲よし | 2人  | 27人   | 35人 | 264回 | 10,721人 |         |
| 一般利用  |     |       |     | 26回  | 785人    | 町内会、PTA |
| 合     |     | 計     |     |      | 11,506人 |         |

5. 城南児童会館 大館市桜町7番地2 電話(49)8720  
(平成15年度)

| クラブ名  | 指導者 | クラブ人数 |     | 開催数  | 利用者数   | 備考 |
|-------|-----|-------|-----|------|--------|----|
|       |     | 男     | 女   |      |        |    |
| 児童仲よし | 2人  | 18人   | 13人 | 268回 | 5,457人 |    |
| 一般利用  |     |       |     |      |        |    |
| 合     |     | 計     |     |      | 5,457人 |    |

6. ふれあいセンター 大館市十二所字大水口4番地3 電話(47)7720  
(平成15年度)

| クラブ名    | 指導者 | クラブ人数 |    | 開催数  | 利用者数    | 備考 |
|---------|-----|-------|----|------|---------|----|
|         |     | 男     | 女  |      |         |    |
| にこにこクラブ | 2人  | 11人   | 8人 | 265回 | 1,908人  |    |
| 集団指導    | 2人  |       |    |      | 6,837人  |    |
| 任意利用    | 2人  |       |    |      | 10,191人 |    |
| 合       |     | 計     |    |      | 18,936人 |    |

## 2. 児童センター事業の充実

児童センターは、放課後児童健全育成事業を中心に機能していますが、地域における健全な遊びの場・機会の提供、親子交流の場としての役割も果たしています。親子で遊びを通じて体力づくり、仲間づくりをする幼児スポーツクラブの活動や自由来館者のための教室、夏休み期間中を利用した教室の開設などを行っております。地域に開かれ、子育てをサポートする、子供の生きる力を育む施設として、機能の強化を推進していきます。あわせて、育児サークル、地域組織活動（親の会、母親クラブ等）への支援にも努めます。

## 3. 児童健全育成対策事業

時代の流れに即応した新しい環境づくりは、児童を社会の担い手として育成するための、行政はもとよりすべての市民に与えられた課題と任務です。「児童の健全育成は地域の連帯から」という認識のもと、地域住民・団体・行政それぞれが任務と役割を自覚し、一体となって活動を展開することが求められています。具体的な取組みとして①「青少年健全育成市民の集い」の実施②有害図書の調査及び販売店への協力要請③非行防止のため関係機関との連携のもとに巡回指導の実施④「生きる力」を育てていくための家庭・学校・地域が連携する「学社連携・融合事業」の推進をします。

## 第2章 親と子どもの健康の確保および増進

核家族化や社会連帯意識の希薄化などは育児不安や子どもへの虐待、子どもの心の病気などの問題を深刻化させています。これらの現状から、母と子どもの心とからだを守る健診、相談・支援体制をより一層充実させ、妊娠や出産、子育てへの不安を軽減していくことが求められています。

また、「子育て支援は妊娠、出産から」との考えから、子どもをはじめて持つ世代を対象に、妊娠、出産、子育てなどについて学習する機会や情報の提供を推進します。

### 第1節 親と子どもの健康の確保

本市における母子保健対策は、母子保健法を中心とした関連法に基づき、保健センターを拠点に関係機関との連携・協力のもとに推進しているところです。

また、平成14年3月に「大館市母子保健計画」を策定（見直し）し、具体的実施目標を定め施策を展開してきました。今後「大館市母子保健計画」は「大館市次世代育成支援行動計画」の一部として位置づけられることから、引き続き本計画の理念のもとに事業を推進します。

#### 1. 母子保健サービスの充実

妊婦の健康状態が胎児の発育や出産に及ぼす影響は大きく、妊娠中の健康の確保は非常に重要なことと言えます。したがって、安全な出産、健康な子どもの出生のためには、妊娠期から継続した支援体制の整備が必要です。

このため妊婦に対し、医療機関における妊婦健康診査及び歯科健康診査の助成を行い、受診督促に努めています。

また、ハイリスク妊婦に対しては、個々に応じた適切な指導を行うことを目的に助産師が訪問指導を行っています。

乳幼児に対しては、疾病及びう歯の予防と早期発見・早期治療を目的に乳幼児健康診査ならびに予防接種事業、幼児歯科健康診査を実施しています。また、新生児、健診未受診児、経過観察児、在宅重症心身障害児などに対しては、助産師や保健師などが訪問指導を行っています。

今後も健診事業、予防接種事業及び訪問指導事業の充実を図り、母子保健サービスの向上に努めます。

## 2. 妊娠中の悩みや不安を解消するための体制の充実

妊婦が安心して、出産を迎えることができる体制の取り組みとしては、母子健康手帳交付時の保健指導の実施と妊娠期間中に利用できるサービスなど必要な情報の提供を行っています。

また、出産前からの育児不安対策として、両親教室では小児科医による育児支援を目的とした講話を行っています。あわせて、両親教室や妊婦栄養歯科指導教室では、夫や家族も一緒に学んだり、妊婦同士が交流し情報交換する場を提供しています。

その他、保健センターでは随時相談窓口として来所相談、電話相談に応じ悩みや不安の解消に努めています。

## 3. 育児に対する悩みや不安を解消するための体制の充実

核家族化、少子化、子育て環境の変化などから育児に対する考えも多様化しています。このような中で、育児不安を感じている親が増加している状況を踏まえ、地域や他機関と連携して、親としての自覚意識の醸成を図り、育児に関する情報を提供するなど、育児に対する悩みや不安を解消するための取り組みが必要とされています。

妊娠期においては、はじめて父親になる人へ父子健康手帳の配付をし、両親教室では講話や体験実習を通し、親としての愛情を育み、子育ての意義の理解を高めることに努めています。子育てについて父親と母親が基本的な考えを共有し、各々の視点や手法で子育てに関わっていくことは、複眼的な子育てができるという点で大事なことです。

また、5か月児と親を対象とした、親子ふれあい教室の開催や1歳6か月児健診において保育士による絵本の読み聞かせや遊びのコーナーの設置などを行い、親子遊びを通し豊かな親子関係を育み、子どもの心の発達と子育て支援を推進していきます。

また、子どもの頃から乳児の理解や愛情を育むための支援の一つとして、ふれあい体験の場の提供を行っています。

## 第2節 周産期医療・小児医療の充実

本市の平成15年度における周産期死亡率は4.3、新生児死亡率は2.2、乳児死亡率も6.5（いずれも出産出生千対）で、産科、小児医療関係者の努力により、年々改善はされてきておりますが、全国や県の平均に比べ高く推移し、さらに、

低出生体重児の出生率が増加傾向にあります。

全県における総合的な周産期医療体制の整備が進められていますが、本市においては未熟児の医療について県外医療機関への依存がみられます。このため、妊婦や未熟児の急変時の搬送体制の確立を含む三次医療機能の整備が求められています。

小児医療に携わる医師については、新生児、障害児、精神、救急などの専門分野の人材の確保が必要です。さらに、子どもの心の問題に対応する心理療法士や子ども専門の理学療法士など専門職の不足が指摘されており、これらの人材の確保が必要です。

周産期死亡率の低減に向けて、市及び保健所、医療機関など関係機関が連携し、ハイリスク妊婦・低出生体重児などに対する確かな保健指導を行います。

また、母体・未熟児の搬送体制も含む総合的な周産期医療体制の整備について平成20年度完成予定の大館市立総合病院にヘリポートを建設予定です。

### 第3節 食育の推進

#### 1. 食育に関する啓発の推進

核家族、共働き世帯の増加等に伴い、調理時間や家族だんらんの時間が減少し、いわゆる孤食（一人食べ）が増えてきている現状にあります。大量生産される材料でつくってお惣菜の孤食で育つ子どもたちに、食の意義を正しく伝えるためには、すべての世代に対する食の見直しの啓発が必要になってきています。適切な食事が身体を育て、あたたかな家族の中での食事が心を育てるという観点で食育を位置づけ、親と子の食事セミナー開催や地域で世代間での調理・会食をする機会の増加により食育に関する啓発に努めます。

#### 2. 妊娠期における食育の啓発

妊娠期は、健全な母体づくりや安全な出産を考えた時に、改めて食生活の大切さを見直す機会でもあります。

そこで、妊婦に対し、健全な母体づくりの啓発を通して「食」の大切さを認識してもらい、これを子どもに伝えていく意識づけをすることが食育の推進のために必要とされます。母子手帳交付時や両親教室、妊婦栄養歯科指導教室などにおいて、自己の食事に配慮することや出産後の授乳などについての指導を通じ「食育」の啓発を図っていきます。

### 3. 乳幼児期における食育の啓発

乳児期は授乳から離乳食への移行期であり、離乳食の与え方は心身の発達に影響を与えます。また、幼児期においては、さまざまな食品の味に慣れたり、食事への関心を高める時期でもあります。

そこで、離乳食講習会、幼児健診の場を活用し、食事を含めた望ましい生活習慣確立の啓発を通して、食育を推進していきます。

### 4. 小中学校での食育の学習

食の安全への関心が高まり、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」運動が広がりを見せています。そのような中、本市においても平成15年6月より学校給食に地場産野菜を計画的に取り入れる体制がスタートしました。これを機に各学校において地場産品を勉強する機会が設けられ、「食の大切さ」「食の安全」を学んでいます。今後も学校給食を通じて食育の啓発に取り組みます。

また、義務教育における食に関する学習は、家庭科の時間を中心に進められており、「食べ物を選択する能力」「調理する能力」の育成に努めています。

今後も、家庭科担当教員と学校栄養職員が共同し、食育の学習を進めていきます。

### 第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 第1節 次代の親の育成

以前は、家族に兄弟姉妹がいて、近所に同世代の子どもが多く見られ、子どものころから乳幼児とふれあう機会が多くありました。少子化や核家族、子どもの遊び方が変わったこともあって、近所に乳幼児がいても実際にふれあう機会が減少しています。中高生が乳幼児に関わることは、他者に対する関心、共感能力を高め、乳幼児に対する愛情や愛着の念を醸成すると同時に、自分が幼少期に受けた心の傷を修復するということにも役立っています。貴重な予備体験は、将来結婚し、家庭をもち、子育てに係わった時の育児不安の軽減や虐待予防につながることも期待できます。

本市では、保育園で市内の中学生高校生及び短大生等との交流事業を実施しています。

今後は、保育園に限らず他の福祉施設や社会教育施設においてもこのような事業を実施し、中高生と乳幼児の交流の機会の増大に向けた取組みを推進します。

なお、将来的には中高生に限らず、子どもから大人までのあらゆる年齢の市民が、地域のあらゆる場において乳幼児とふれあう機会ができるような地域づくりを視野に入れ、本事業を推進していきます。

#### 第2節 就学前及び学校教育の充実

少子・高齢化、地球規模での環境問題、国際的な競争激化の中で多文化共生の時代を生きぬき、社会を担っていく子どもたちにとって、初めて遭遇するであろう様々な課題や異なる世代や文化の中でいろいろな考えを持つ人々と共に課題を解決していく能力をもつことが不可欠です。そのためにも子どもたち一人一人が確かな「生きる力」を育む教育を推進します。

「生きる力」とは、次のことをいいます。

- ①自分で課題を見つけ、自ら考え、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ②自らを律し、他人とともに協調し、他人をおもいやる心や感動する心など豊かな人間性
- ③たくましく生きるための健康や体力

## 1. 就学前教育の充実

幼児期は、大人への依存と信頼を基盤として情緒を安定させて自立に向かう時期であり、生活や遊びの中で直接的・具体的な経験を通して、社会で生きるための最も基本となることを会得していきます。特に、3歳頃になると、まわりへの興味・関心が増し、人とのつながりが急速に拡がり、周囲からの影響も大きく受けはじめます。

また、近年の子どもを取り巻く環境をみると、少子化、生活リズムの変化や、育児ニーズの多様化、育児不安の傾向が強まるなど急速に変化し続けています。このことが子ども本来の自然なリズムや心身のバランスに影響し不安定な状況などを増長していることも指摘されています。

特に、幼児期から心の教育や幼児期にふさわしい学びの在り方が問われています。

具体的には、豊かな遊びを通して生きる力の基礎を培い、小学校への円滑な接続を図るため、体験活動の充実や小学校への体験入学等の実施及び充実を目指していきます。併せて、幼児教育施設の地域への開放（園庭開放・余裕教室の活用・育児サークルの教育の場）や地域の人々を対象とした子育て教室等の行事を通じて、地域との連携・協力を推進します。

## 幼稚園 園児数、学級数（平成16年5月1日現在）

| 区分 | 学級数      | 園児数 |     |     |     |     |     |     |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|    |          | 総数  |     |     | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |     |
|    |          | 計   | 男   | 女   |     |     |     |     |
| 合計 | 37       | 758 | 365 | 393 | 166 | 317 | 275 |     |
| 公立 | 計        | 8   | 120 | 48  | 72  | —   | 56  | 64  |
|    | 桂城幼稚園    | 4   | 67  | 23  | 44  | —   | 36  | 31  |
|    | 花岡幼稚園    | 2   | 31  | 13  | 18  | —   | 11  | 20  |
|    | 白沢幼稚園    | 2   | 22  | 12  | 10  | —   | 9   | 13  |
| 私立 | 計        | 29  | 638 | 317 | 321 | 166 | 261 | 211 |
|    | 大館幼稚園    | 3   | 29  | 18  | 11  | 8   | 11  | 10  |
|    | ホテヤ幼稚園   | 6   | 163 | 82  | 81  | 40  | 63  | 60  |
|    | 八幡幼稚園    | 6   | 186 | 93  | 93  | 56  | 67  | 63  |
|    | 神明幼稚園    | 2   | 13  | 5   | 8   | 6   | 6   | 1   |
|    | 向陽幼稚園    | 5   | 86  | 44  | 42  | 31  | 35  | 20  |
|    | 南ヶ丘幼稚園   | 3   | 75  | 36  | 39  | 8   | 35  | 32  |
|    | カトリック幼稚園 | 4   | 86  | 39  | 47  | 17  | 44  | 25  |

### 2. 幼稚園と保育園の一体化

県では、平成16年度から幼稚園と保育園の行政窓口を一本化した「幼保推進課」を設置し、また、千畑町の特区申請（幼保一体化）が認められるなど、今後は幼稚園と保育園の一体化が進むと思われます。

これまで、幼稚園と保育園は、根拠法令の違いから別々の施設として運営されてきていますが、対象年齢に違いはあっても乳幼児を保育・教育するという目的に変わりはありません。本市では、平成13年度から幼稚園と保育園の人事交流を実施しており、両施設間の交流経験者は、保育士、幼稚園教諭38人中、6名となっています。今後も人事交流を継続すると共に、施設間の情報交換を充実させながら、就学前の保育や教育についての保護者のニーズを把握しながら、幼保一体化を推進していきます。

### 3. 学校教育の充実

21世紀における社会の変化や様々な課題に対応できる子どもたちの「生きる力」を育むことを目的に「体験学習の重視」「ボランティア活動の推進」「地域

社会や家庭との連携」「総合的な学習時間」「学校5日制」等学習指導要領の改定を踏まえて新たな教育課程が2002年から施行されました。市内の各小中学校でもこれらの趣旨を活かした様々な取組みが展開されています。こうした状況下であればこそ、今後はますます地域との連携は不可欠であり、保護者、地域住民、関係機関の連携とサポートが求められています。学校と地域がよきパートナーとして支えあう関係の構築が必要です。

具体的には、小・中学校のボランティア推進事業及び体験学習を引き続き推進しながら、子どもたちの「生きる力」を育むための事業の拡大に努めます。

加えて、平成15年度から実施している学校評価事業を通じて、開かれた学校づくりに積極的に関わっていきます。

## 小・中学校 児童・生徒数、学級数（平成15年5月1日現在）

### (1)小 学 校

| 区 分 | 学級数 | 児 童 数 |       |       |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |  |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|--|
|     |     | 総 数   |       |       | 1 学 年 |     | 2 学 年 |     | 3 学 年 |     | 4 学 年 |     | 5 学 年 |     | 6 学 年 |     |  |
|     |     | 計     | 男     | 女     | 男     | 女   | 男     | 女   | 男     | 女   | 男     | 女   | 男     | 女   | 男     | 女   |  |
| 合 計 | 135 | 3,544 | 1,806 | 1,738 | 262   | 252 | 301   | 273 | 315   | 305 | 305   | 295 | 311   | 288 | 312   | 325 |  |
| 桂 城 | 15  | 342   | 177   | 165   | 27    | 17  | 28    | 32  | 44    | 32  | 22    | 29  | 31    | 31  | 25    | 24  |  |
| 城 南 | 15  | 481   | 244   | 237   | 42    | 39  | 35    | 36  | 39    | 36  | 39    | 34  | 52    | 50  | 37    | 42  |  |
| 城 西 | 13  | 394   | 205   | 189   | 28    | 36  | 39    | 23  | 44    | 32  | 33    | 36  | 27    | 31  | 34    | 31  |  |
| 有 浦 | 24  | 637   | 323   | 314   | 46    | 52  | 54    | 47  | 45    | 58  | 56    | 49  | 55    | 42  | 67    | 66  |  |
| 釈迦内 | 14  | 386   | 219   | 167   | 36    | 23  | 42    | 32  | 35    | 25  | 40    | 22  | 34    | 24  | 32    | 41  |  |
| 長 木 | 7   | 199   | 92    | 107   | 10    | 12  | 18    | 17  | 15    | 24  | 13    | 20  | 16    | 18  | 20    | 16  |  |
| 雪 沢 | 4   | 31    | 13    | 18    | 1     |     | 2     | 3   | 3     | 2   | 1     | 5   | 2     | 5   | 4     | 3   |  |
| 川 口 | 7   | 178   | 92    | 86    | 13    | 8   | 15    | 14  | 19    | 14  | 21    | 13  | 14    | 17  | 10    | 20  |  |
| 上川沿 | 8   | 203   | 91    | 112   | 16    | 15  | 7     | 19  | 16    | 30  | 11    | 17  | 23    | 13  | 18    | 18  |  |
| 成 章 | 6   | 184   | 88    | 96    | 9     | 16  | 11    | 18  | 16    | 14  | 19    | 16  | 16    | 17  | 17    | 15  |  |
| 花 岡 | 7   | 173   | 85    | 88    | 10    | 12  | 19    | 13  | 12    | 10  | 16    | 20  | 13    | 14  | 15    | 19  |  |
| 矢 立 | 8   | 120   | 65    | 55    | 12    | 10  | 12    | 5   | 7     | 13  | 9     | 9   | 9     | 10  | 16    | 8   |  |
| 南   | 7   | 216   | 112   | 104   | 12    | 12  | 19    | 14  | 20    | 15  | 25    | 25  | 19    | 16  | 17    | 22  |  |

## (2) 中学生

| 区分  | 学級数 | 児童数   |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     | 総数    |     |     | 1学年 |     | 2学年 |     | 3学年 |     |
|     |     | 計     | 男   | 女   | 男   | 女   | 男   | 女   | 男   | 女   |
| 合計  | 61  | 1,781 | 933 | 848 | 300 | 272 | 321 | 290 | 312 | 286 |
| 第一  | 18  | 594   | 327 | 267 | 100 | 89  | 116 | 85  | 111 | 93  |
| 第二  | 6   | 185   | 88  | 97  | 28  | 32  | 32  | 34  | 28  | 31  |
| 下川沿 | 3   | 101   | 51  | 50  | 18  | 12  | 16  | 17  | 17  | 21  |
| 南   | 5   | 131   | 68  | 63  | 28  | 20  | 14  | 19  | 26  | 24  |
| 成章  | 5   | 110   | 62  | 48  | 17  | 14  | 27  | 18  | 18  | 16  |
| 花岡  | 3   | 80    | 46  | 34  | 15  | 7   | 20  | 15  | 11  | 12  |
| 矢立  | 4   | 52    | 30  | 22  | 11  | 7   | 6   | 8   | 13  | 7   |
| 東   | 17  | 528   | 261 | 267 | 83  | 91  | 90  | 94  | 88  | 82  |

### 第3節 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や人間関係の希薄化など社会状況の変化に起因する家庭教育力の低下に対して、それを補完するものとして地域の教育力の充実が求められています。計画的・継続的に「家庭教育学級」や「学校週5日制への対応事業」を実施し、学習内容の充実を図ります。

また、子どもたちが、地域の仲間との交流や社会参加活動を通してより豊かな人間関係を築けるよう、世代間交流活動の展開を促進するとともに、野外活動や自然保護活動などの自然体験活動を通して、たくましく生きていける力を身につけるための活動を促進します。

具体的には、公民館等を中心に開催されている少年教室、子育て支援講座、家庭教育学級及び親子自然体験学習を継続的に実施していきます。また、子ども会や地域のボランティア団体等が実施している野外活動事業、地域の歴史や伝統等の学習会及び異世代間交流等を継続的に実施します。

## 第4章 子どもを育成する家庭に適した良好な居住環境の確保

### 第1節 良質な住宅の供給の支援

本市の住宅ストックは量的には充足していますが、質の面に着目すると未だ立ち遅れている状況にあります。今後ますます若年層の単身・核家族世帯が増加する中、市民の住宅へのニーズは多様化する傾向にあります。

少子化が進む原因として厳しい住宅事情や核家族世帯の増加による子育ての困難化があると考えられます。子育て世帯がゆとりを持って安心して子どもを生育させるためには、良質な住宅の供給及び取得しやすい、借りやすい環境づくりが必要です。

このため、多様化する市民のニーズに対応した、良質なファミリー向けの賃貸住宅の供給、持ち家を取得しやすい環境づくり、良質な公営住宅の整備等を進めていきます。

### 第2節 良好な居住環境の確保

シックハウス症候群は、居住する者の健康に悪影響を及ぼします。新築や増築を行う建築確認申請建物については、建築基準法に基づいて指導を行うとともに、公共建築物では、室内空気環境の検査を行っています。

また、市民は、夏涼しく冬暖かい、雪を克服できる家を求めています。住宅が抱える環境共生、省エネルギーなどへの対応も必要になっています。

そこで、大館の恵まれた自然環境から生まれた良質な秋田杉などの地場産材を活用して、地産地消を推進しながら、これらの問題の解決に取り組むことにより、地域活性化と将来にわたって安全・安心・快適に暮らせるような住宅の整備とバリアフリー化の充実に努めていきます。

### 第3節 安心して外出できる環境の整備

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。しかしながら、子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、歩道の段差や交通機関、トイレなど施設・設備面での配慮がなされていないと感じています。

また、子育て中の多くの保護者が「雨の日に遊べる場所がない」と感じており、

また、積雪・寒冷など自然環境の厳しい大館市においては、「冬の間遊べる場所がない」と感じています。

今後は、子どもや子育て家庭が安全に安心して移動することができる道路交通環境の確保と、子どもを安心して育てられ、ゆとりある快適な生活を送れるよう、公共的施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりをすすめていきます。

#### 第4節 安全・安心なまちづくりの推進

市民が危険や不安を感じることはないまちにするためには、住民・警察等と連携強化を図ることが必要です。また、犯罪を少しでも抑止するためには、犯罪情報等の提供や、防犯灯・道路照明灯の設置の推進も必要です。

すべての市民が安全かつ安心な日常生活を送ることができるよう、町内会などの住民組織と連携した防犯活動が展開できるよう検討しながら、警察と連携し、随時犯罪などの情報提供を行っていくとともに、道路、公園等の公共施設等に防犯灯を整備するなど、防犯、安全の確保につとめていきます。

### 第5章 職業生活と家庭生活との両立支援及び男女共同参画

社会経済情勢が急速に変化していく中、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭・地域における固定的性別役割分担意識を見直し、男女が共に家事・育児に参加する気運の醸成はもとより、職場における固定的性別役割分担意識を是正し、男女が多様な働き方を選択できる職場環境が求められています。働く人や企業が、子育てに積極的に取り組んでいけるようにするためには、企業の子育て支援に対する意識改革及び向上、雇用環境整備の推進が必要です。

また、家事・育児、働く環境における固定的性別役割分担意識の克服のみならず、「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」としての男女共同参加社会の形成を目指すための施策が求められています。

#### 第1節 子育てをしやすい職場環境づくり

本市は共働き家庭が多く、子育て家庭の多くが働きながら子育てをしています。進行する少子化を考えるうえでは、子育てをしやすい職場環境づくりをすることは、大変重要なことです。

このため、企業や働く人への意識啓発活動の推進を図る必要があります。

#### 1. 経営者への啓発活動

子育てをしやすい職場環境づくりを推進するために、子育てしやすい企業風土の形成や職場環境の整備をする必要があります。

そのためには、企業の子育て支援に関する実状を把握し、これを踏まえた啓発活動の推進を図っていきます。

具体的には、県が平成17年度より企業の子育て支援や男女共同参画への取り組みをサポートする「子育て促進専門員」を県内3カ所に配置します。「子育て促進専門員」は次世代育成対策推進法にもとづく「一般事業主行動計画」の策定が努力義務とされている300人以下の企業を訪問し、各種子育て支援メニューの周知や「一般事業主行動計画」の策定を支援します。

#### 2. 働く人への意識啓発活動

働き方の見直しを推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の働く人たちの意識改革を推進する必要があります。

そのためには、働く人に向けた子育てに対する意識調査・実態調査を行うなどにより現状を把握し、意識レベルに応じた意識啓発を図っていくことが必要です。

具体的には、育児・介護休業制度の利用を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、父母がともに子育てに関わる必要性を伝える講演会等を実施するなど、子育てに対する意識の向上を図っていくこととします。

### 第2節 仕事と子育ての両立支援のための啓発活動

母親が子どもを生き育てながら働き続けることを希望しつつも、それをためらう要因の一つとして、仕事と子育てとを両立しやすい環境が十分に整備されていないことがあげられます。女性が、妊娠・出産を機に会社を退職し、子育てを一定期間経た後、再び就労するという現状は、女性の労働力曲線がM字型であるということに顕著に示されております。仕事と子育ての両立しやすい環境整備には、子育てや育児に対する父母の参画、父母が働き続けるための保育サービスの整備という視点と、子育てに理解のある労働環境、産休・育休後の復職の保障等を含めた社会環境の整備という視点が考えられます。また、働く親の自己意識の視点と、子どもの幸せという視点を考慮したうえでの整備が必要です。

このため、これまで重点的に取り組んできた保育サービスの整備に加え、企

業・地域及び家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動を推進することにより、子育てに理解のある労働環境・社会環境を整備し、バランスのとれた仕事と子育ての両立支援のための環境を整備していく必要があります。

### 第3節 男女共同参画

社会通念、慣行などにより、固定的性別役割分担意識が根強く残っている現状を踏まえ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が成立、県においては平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例」を施行し、国や県で男女共同参画推進計画を策定し、総合的な施策の展開を進めております。

そういった現状を踏まえ、本市も平成15年度に「大館市男女共同参画社会推進基本計画」を策定、本年度行動計画として「大館市あなたとわたし（男と女）のパートナーシップ・プラン（大館市男女共同参画社会推進計画）」を策定し、人権と平等を尊重し、『感謝・やさしさ・思いやり』に満ちた「パートナーシップ（男女共同参画）社会のまち“おおだて”」の実現を目指します。

## 第6章 子ども等の安全の確保

### 第1節 子どもの交通安全の確保

#### 1. 交通安全教育の推進

幼稚園、保育所への通園は保護者の引率が主であり、園生活以外での外出を考慮すると、交通安全に関する子どもの意識は保護者の意識のあり方にかかっています。しかし園は、これを保護者に一任するのではなく、ともに園児を交通事故から守るため、保護者への意識付けを啓発していく必要があります。小学校では保護者の協力により、通学路の交差点で実際に交通安全指導をしています。

また、子どもにも交通事故から身を守るための交通ルールを教えるために、各施設において交通安全教室を開催し、この中で警察署の協力により警察官の講話や直接指導を受けています。

今後も事故の増加が懸念されるため、市民総ぐるみの交通安全運動を幅広く展開すると共に、家庭、学校、幼稚園・保育所、職場等、交通安全活動に向けての組織づくりや啓発普及の積極的支援と、十分な注意喚起・意識啓発を図って行きます。

#### 2. チャイルドシートの正しい使用の普及

交通事故にあった場合の致死率は、シートベルトを着用しているかどうかで大きく異なります。警察庁交通局が発表した平成14年中の数値からは、運転手の場合、シートベルトの非着用は着用の場合の約28倍、助手席にあっては約11倍、後部座席であっても約9倍となっており、非着用の致死率は非常に高くなっていることがわかります。

また、チャイルドシートの使用状況については、1歳未満は約7割が使用していますが、1歳を超えると約5割程度に減少しています。

大人であれば、自動車に乗る際は自分の意思でシートベルトを着用することができますが、乳幼児にあっては自分の意思でできないので、保護者が意識してチャイルドシートやジュニアシートを設置しなければ、車内での子どもの安全は確保できません。

このため、今後は子どもの安全確保の観点から、チャイルドシートの正しい使用の一層の徹底を図るため、関係機関等と連携してリサイクル活動の支援を行うなど、着用率の向上を図っていきます。

また、正しい使用についての理解を深めるため保健センターや幼稚園・保育所などを通じた啓発を行うとともに、各種講習会、交通安全運動、チャイルドシー

ト着用徹底キャンペーン等、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進していきます。

## 第2節 子どもを犯罪から守る環境及び活動の整備

### 1. 子どもの犯罪被害防止意識の醸成

ここ数年は、全国で子どもの連れ去り事件が相次ぎ、本市においても小学校付近で不審者に声をかけられるなどの事案が続発しました。このような社会状況においては、子どもたちが自ら自分の身を守るという意識と実践技能の習得が必要です。

そこで、夜間や危険な場所での遊びの防止、見知らぬ人に声をかけられたときの対応の仕方等、実践的なトレーニングを実施し、これらの学習によって、子どもたちに犯罪被害の防止意識を高める必要があります。

### 2. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の健全な成長は市民の願いですが、最近の青少年を取り巻く環境には有害図書や薬物、出会い系サイト等、さまざまな問題が指摘されています。

そこで、青少年健全育成のための啓発活動や、青少年に有害な環境浄化活動の推進が重要となります。地域においても、青少年が開放感から有害環境に接する機会の多くなる夏休みや冬休み期間中を中心としたパトロールの実施や、薬物乱用防止の普及啓発等をますます推進していく必要があります。

また、有害図書や出会い系サイト等、青少年に有害な環境については秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例により規制するとともに、関係業界による自主規制が推進されるよう広報啓発を強化し、地域社会における有害環境浄化活動を推進していきます。

## 第3節 被害に遭った子どもの保護と支援

子どもが交通事故、犯罪、いじめ、虐待、自然災害などの被害によって身体や生命の危機に遭遇したり、家族を失うなどにより心的外傷（トラウマ）を受け、これを契機に不眠、不安、抑うつ、パニックなどが起こり、混乱したり孤独感に襲われることがあります。

こうしたときの関係者には、慎重に粘り強く、しかも適切な関わりが求められることから、臨床心理士によるカウンセリングなど、適切な心のケアを行うことによって、子どもの心身の健全な発達と自立を促していくこととします。

## 第7章 要保護児童への対応

平成16年児童福祉法の一部改正（平成17年4月1日施行）により、児童虐待防止対策の充実・強化にむけて、児童相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会設置等についての法整備が図られました。本市では、「大館市児童虐待防止協議会」「大館市中心身障害児早期発見・療育指導委員会」を設置し、関係機関が連携し、虐待を受けている子どもや障害を持った子ども等要保護児童の早期発見や早期対応を図るための施策を展開してきました。今後も、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するとともに、合わせて、要保護児童対策地域協議会の設置について検討を進めていきます。

また、中央児童相談所北支所が本年4月より「北児童相談所」に改組となり、児童相談機能の強化が図られることから、児童相談所と連携し従来以上に要保護児童の早期発見や早期対応を推進します。

### 第1節 児童虐待防止対策

#### 1. 相談体制の充実

児童虐待に関する通告・相談先は、児童相談所又は福祉事務所となっており、保育所、幼稚園、学校や保健センターなどの関係機関での虐待発見や相談についても児童相談所又は福祉事務所に連絡することになっています。

虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要であることから、家庭相談員をはじめとする関係機関職員の虐待に関する研修等への参加による資質の向上を図るとともに、臨床心理士によるカウンセリングの実施など、その相談体制の充実につとめていくこととします。

合わせて、子どもの権利条約（注1）の趣旨にのっとり、子どもの生命と人権が尊重され、健やかに成長する環境づくりの重要性とともに、子どもの意見が反映される社会づくりの大切さについて、市民の意識啓発に努めます。

（注1）子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の保障のために1989年に国連で採択された条約で、日本は平成6年に批准しました。

#### 2. 虐待防止ネットワークの設置

児童虐待への対応は、迅速に情報を関係機関に連絡するとともに、速やかにか

つ的確な対応を行う必要があります。しかし、家族が抱える多くの問題を長期にわたって支援する必要があることから、一部の関係者や一部の機関の取り組みだけでは限界があります。

このため、本市では平成14年に児童相談所、保健センター、保育所、幼稚園、警察、人権擁護委員、民生児童委員で構成する虐待防止ネットワーク「大館市児童虐待防止協議会」を設置しておりますが、今後さらに連携機関を増やし、虐待の防止、早期発見・早期対応の推進を図っていくこととします。

## 第2節 ひとり親家庭の自立支援

### 1. 相談体制の充実

本市では、ひとり親家庭の自立を促進するため母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する総合的な相談に対応しています。

相談内容は、子育て、生活、住宅、就労、養育費の確保など広範にわたっていますが、今後は、必要な情報提供や各種施策の活用について個々のひとり親家庭の状況に応じた支援策を効果的に組み合わせるなど、従来にも増してきめの細かい対応を行う必要があります。

このため、母子自立支援員が各種制度・施策を十分に把握・理解するための研修会等への参加を促進するとともに、勤務形態を見直すなど、さらに相談体制の充実に努めていくこととします。

また、ひとり親家庭に優先的な住宅（公営住宅への入居）・就労・保育（母子生活支援施設の保育室の利用の検討）等に関する支援施策の推進に努めます。

### 母子世帯の推移

(各年度8月1日現在)

| 年度 | 地区<br>区分 | 大館    | 釈迦内  | 長木    | 上川沿   | 下川沿    | 真中     | 二井田    | 十二所   | 花岡    | 矢立     | 計     |
|----|----------|-------|------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|
|    |          | 12    | 世帯数  | 386   | 80    | 41     | 27     | 55     | 6     | 12    | 34     | 41    |
|    | 前年比      | ▲ 2.8 | 1.3  | ▲ 2.4 | ▲ 3.6 | 3.8    | 20.0   | 9.1    | ▲ 8.1 | 5.1   | 9.1    | ▲ 1.1 |
| 13 | 世帯数      | 391   | 88   | 42    | 28    | 54     | 7      | 13     | 35    | 43    | 13     | 714   |
|    | 前年比      | 1.3   | 10.0 | 2.4   | 3.7   | ▲ 1.8  | 16.7   | 8.3    | 2.9   | 4.9   | 8.3    | 2.9   |
| 14 | 世帯数      | 385   | 89   | 45    | 29    | 48     | 6      | 10     | 36    | 48    | 10     | 706   |
|    | 前年比      | ▲ 1.5 | 1.1  | 7.1   | 3.6   | ▲ 11.1 | ▲ 14.3 | ▲ 23.1 | 2.9   | 11.6  | ▲ 23.1 | ▲ 1.1 |
| 15 | 世帯数      | 406   | 93   | 47    | 31    | 48     | 9      | 9      | 34    | 44    | 12     | 733   |
|    | 前年比      | 5.5   | 4.5  | 4.4   | 6.9   | 0.0    | 50.0   | ▲ 10.0 | ▲ 5.6 | ▲ 8.3 | 20.0   | 3.8   |
| 16 | 世帯数      | 414   | 105  | 53    | 29    | 42     | 9      | 10     | 32    | 47    | 13     | 754   |
|    | 前年比      | 2.0   | 12.9 | 12.8  | ▲ 6.5 | ▲ 12.5 | 0.0    | 11.1   | ▲ 5.9 | 6.8   | 8.3    | 2.9   |

## 2. 児童訪問援助事業等

ひとり親家庭の児童は、親との離別等により心のバランスを崩し不安定な状況にあることも少ないことから、心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としています。

そこで、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することができる訪問援助員を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き心の支えとなるとともに、生活面での助言を行う事業を母子寡婦福祉連合会と連携で行っています。

また、ひとり親家庭の親が疾病、看護、事故等により、一時的に日常生活を営むのに支障が生じたときに、親や親戚・知人の支援を受けることができない家庭も生じてきています。

このため、こうした家庭にヘルパーの資格を有する「家庭生活支援員」を派遣し、当該家庭の生活の安定を図るための事業を推進していく必要があります。

### 第3節 障害児施策の充実

#### 1. 幼児健診事後事業の充実

1歳6か月児健診及び3歳児健診等において、精神発達や言語発達の遅れなどが心配される幼児については、心理判定員や小児療育センターの小児科医師等による巡回相談を勧めております。その判定により訓練等が必要だと判断された場合は、心身障害児通園施設「ひまわり園」を紹介しています。

今後も、保護者が安心して子育てできるよう内容の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、早期の対応に努めていくこととします。

#### 2. 障害児通園事業の充実

小学校就学前の心身の発達に遅れのある児童がその保護者とともに集団療育指導を受けることにより、児童の社会生活適応能力及び基本的生活習慣の習得促進並びに保護者の家庭における療育方法の習得を図ることを目的に、小児療育センター、中央児童相談所北支所、保健センター等、専門機関の協力を得て、「ひまわり園」において、障害児通園事業を実施しています。

ひまわり園では心身障害児に対して、集団遊戯治療法と個別指導の中で基本的生活訓練を実施して、児童の適応性の伸長を図り、また、保護者に対しては家庭における療育上の知識及び技術を指導し、その自立支援と福祉の増進を図っています。週5日開園し、月2回は合同日として、ケース検討会や保護者学習会を行っています。

本来、心身の発達に遅れのある児童については、一般的にはできるだけ早期か

らの療育や治療・訓練が実を結ぶと言われていています。今後も、早期対応と利用しやすい環境整備、保育士の資質向上に努めるとともに、保護者に満足してもらえるよう指導内容の充実に努めていきます。

### 3. 障害児保育の拡充

幼稚園・保育所には、様々な個性をもつ園児が集団の中で生活しています。この中には、一般的に知られている知的障害や身体障害に加え自閉症児や学習障害児等、個々に特別な配慮を必要とする子どもが年々増加している傾向にあります。これは、単にこうした子どもの出生率の上昇や社会環境の変化のみでなく、関係する職員の障害に対する意識の高まりから発見率が高まっていることも含まれていると考えられます。

#### ① 統合保育の推進

障害の有無にかかわらず、ともに生活する統合保育では、障害のあることを特別視するのではなく、一緒に生活することでお互いを理解し合い、育ち合えることが期待されています。また、統合保育を行うに当たっては、障害のある子どもに対して、生活年齢ではなく発達年齢に沿った柔軟な関わりが重要なことから、全ての子どもにとっても、過ごしやすい保育環境になるとも言われています。

実際の効果としても、相手の気持ちを思いやる心の育ちが感じられます。また、ハンディのある子どもと生活した経験の有無により、その他の場面で実際に出会ったときの反応の違いを感じることもあります。ノーマライゼーション（注2）の観点からも幼少期から地域の中で生まれ育っていける環境を整えていくことは重要です。

こうした観点から、何らかの障害等を抱えている子どもへの個別の配慮を手厚くすることにより集団保育の利点が活かされ、より指導効果の高まる子どもについては、職員を配置し、統合保育を進めるとともに、職員の知識と技術の向上を図るために職員の研修の充実に努めていくこととします。

今後は、柔軟な職員配置を含め、保育の質の向上を前提に、市全体の障害に対する理解を高めていくように努めていくこととします。

（注2）ノーマライゼーション …… 障害者が一般社会の営みの中に普通に参加するための機会を拡大させ、障害等の有無にかかわらず、人間として平等に権利と義務を担って生きようとする対等の生活原理のこと。

## ② 移行と連携の推進

健常児においては、幼稚園及び保育所から各学区の小中学校へと、ある程度進路が決まっていますが、障害児については、それぞれの障害の内容や程度により保護者の理解を得ながら支援していく必要があります。地域の中で生活を望む保護者が心配や不安感に陥らないようにするためにも、ひまわり園、幼稚園、保育所、小・中学校及び各関係機関との連携を密にし、共に取り組んでいく必要があります。

今後は、さらにひまわり園から幼稚園・保育所への体験入園または、それぞれの園からひまわり園への体験入園など、施設相互が連携して柔軟な対応ができるように努めていきます。

また、幼稚園・保育所の環境整備のみならず、小学校での環境整備についても数年先を見込んだ検討を行っていくように対象児童の適格な把握をするとともに、保護者や入学前の子どもに心配と不安をいだかせないための支援や相談活動を推進していくこととします。

## 4. 特別支援教育の充実

平成15年3月、「今後の特別支援教育のあり方」についての調査研究協力者会議の最終報告によると、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが打ち出されました。従来の特殊教育における障害に加えてLD（注3）、ADHD（注4）、高機能自閉症を含め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服にむけて、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものであるとされています。

本市においても軽度発達障害の児童生徒への教育支援が学校現場でも実現できる体制を整備するため、ガイドラインを作成する必要があります。

また、各学校においては、軽度発達障害の児童生徒を含めて多様な障害のある児童生徒が就学することを前提に、教職員の理解促進を含め、学校全体が組織として一体的に取り組む体制の構築及び指導方法の確立が急務です。その意味で、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の設置と、軽度発達障害の児童生徒に対する教育的支援のあり方を検討、実践・検証していく体制の整備を図る必要があります。

（注3）LD－学習障害、（注4）ADHD－注意欠陥・多動性障害。

## 5. 在宅サービスの充実

平成15年度から、障害児への福祉サービスの提供システムが措置制度から支援費制度に移行しました。

ホームヘルプサービスについては、社会福祉法人等が運営する市内5ヶ所の事業所で実施しておりますが、平成15年度に利用した児童は1人、平成16年度は今のところ利用者がおりません。また、ショートステイについては市内に実施施設がないため、周辺市町に3ヶ所ある施設を利用しており、平成15年度の利用者は7人、平成16年度利用者は、今のところ2人となっています。

今後、利用者の増加も考えられるため、利便性を考慮して、市内でもショートステイが利用できるように、社会福祉法人等との調整をすすめていきます。

## 6. 障害児家庭の支援

障害児の家族の多くは、様々な不安や問題を抱えていると思われます。この不安などを家族だけで抱え込まず、同じ状況にある家族同士が自由に集い、交流することによって解決の糸口を見出すこともあります。現在も年数回の交流や講演会などを開催しておりますが、今後さらに交流の機会を増やし、交流活動に対する支援を図っていくこととします。

また、乳幼児期から学校卒業まで、障害のある子どもの自立や社会参加に向けて一貫した相談支援体制を充実させるため、保健・医療・福祉・教育機関などにおいて連携の強化を図ります。

## 第 8 章

### 目 標 事 業 量

## 第1章 地域における子育ての支援

### 第1節 多様な保育サービスの実施

| 番号 | 事業名              | 事業概要  | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考                         |
|----|------------------|---|------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 1  | 保育所入所待機児童解消      | 待機児童の解消をはかる   | 市（福祉課）     | 待機児14人          | 待機児童なし          |                            |
| 2  | 延長保育事業           | 認可保育園にて夜7時までの保育時間の延長を実施する                               | 市（福祉課）     | 1ヶ所             | 2ヶ所             |                            |
| 3  | 休日保育事業           | 認可保育園にて日曜、祝日に保育を実施する                                    | 市（福祉課）     | 1ヶ所             | 1ヶ所<br>利用者の増    |                            |
| 4  | 夜間保育事業           | 認可保育園にて夜間保育を実施する  | 市（福祉課）     | なし              | —               | ニーズ等を把握し、引き続き実施を検討         |
| 5  | 乳幼児健康支援一時預かり事業   | 病気回復期にあって、集団での保育が困難な児童を一時的に預かる                          | 市（福祉課）     | なし              | 1ヶ所             | 平成17年度新規事業                 |
| 6  | 矢立地区における保育所等の再編  | 白沢保育所と白沢幼稚園を統合する  | 市（福祉課）     | —               | 統合              | 平成17年度実施                   |
| 7  | 花岡保育所改築事業        | 施設が老朽化しているため移転改築する                                      | 市（福祉課）     | —               | 改築              | 平成18年度改築                   |
| 8  | 保育所等の再編          | 保育所等の再編を検討する  | 市（福祉課）     | —               | 検討              |                            |
| 9  | すこやか子育て支援事業      | 第3子以降及び第1子0歳児を対象とした保育料の助成事業                             | 市（福祉課）     | 継続              | 継続              | 平成17年度抜本改正<br>（1歳以降の幼児を対象） |
| 10 | （仮称）乳児養育支援金事業    | 0歳児に対し、月額1万円を支給する                                       | 市（福祉課）     | —               | 継続              | 平成17年度新規事業                 |
| 11 | 認可外保育施設乳児保育補助事業  | 認可外保育施設の保育士の雇用に要する経費等を補助する                              | 市（福祉課）     | 継続              | 継続              |                            |
| 12 | 認可外保育施設衛生管理費補助事業 | 認可外保育施設の健康と衛生管理に要する経費を補助する                              | 県、市（福祉課）   | 継続              | 継続              |                            |
| 13 | 児童手当             | 小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給（第1・2子月5,000円、第3子以降月10,000円） | 国、県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |                            |

## 第2節 子育て相談窓口の充実

| 番号 | 事業名                 | 事業概要                                   | 実施主体          | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考                        |
|----|---------------------|--|---------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 1  | 地域子育て支援センター事業       | 相談活動、育児講座、育児サークルの育成・支援の取組みを実施する        | 市（福祉課）        | 1ヶ所             | 2ヶ所             | 釈迦内保育園に新設する               |
| 2  | 家庭児童相談体制の充実         | 増加する相談に応じていくために、家庭相談室業務従事者の増員          | 市（福祉課）        | 2人              | 3人              |                           |
| 3  | 北児童相談所の設置           | 児童相談所を設置し、相談体制の充実をはかる                  | 県             | —               | 設置              | 平成17年度設置<br>現在は中央児童相談所北支所 |
| 4  | 相談窓口担当者会議の開催        | 市で設置している相談窓口担当者会議を開催し、適切な窓口対応ができるようにする | 市（福祉課）        | —               | 開催              | 平成17年度より開催                |
| 5  | 子育て情報マップの改定         | 子育て情報マップを改定し、内容を充実させる                  | 市（福祉課、保健センター） | 平成14年度に作成       | 改訂版作成           | 平成18年度に改訂版を作成し配布する        |
| 6  | 主任児童委員と子育て関係課との定期協議 | 主任児童委員との定期協議を通じて、地域における子育て情報の共有化をはかる   | 市（福祉課）        | —               | 定期開催            |                           |
| 7  | 子育て支援ホームページの開設      | ホームページを開設し、子育て情報を市民に提供する               | 市（福祉課）        | —               | 開設              | 平成18年度に開設                 |

## 第3節 地域における子育てサービスの充実

| 番号 | 事業名                   | 事業概要                                     | 実施主体      | 平成15年度<br>事業実施量         | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考                   |
|----|-----------------------|--|-----------|-------------------------|-----------------|----------------------|
| 1  | 一時保育事業                | 通常、認可保育所の保育の対象とならない児童に対し一時的な保育サービスを実施する  | 市（福祉課）    | 1ヶ所                     | 1ヶ所以上           | ニーズ等を把握し、引き続き箇所数増を検討 |
| 2  | 子育て支援短期利用事業（夜間養護）     | 就労等により夜間の養育が困難になった場合、児童を一時的に預かる          | 市（福祉課）    | 1ヶ所                     | 1ヶ所             |                      |
| 3  | 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）  | 家庭での養育が困難になった場合、施設に宿泊することを前提に、児童を一時的に預かる | 市（福祉課）    | なし                      | 検討              | ニーズ等を把握し、引き続き実施を検討   |
| 4  | ファミリーサポートセンター事業       | 子どもの送迎や保育を、会員どうして相互援助する                  | 市（福祉課）    | なし                      | 検討              | ニーズ等を把握し、引き続き実施を検討   |
| 5  | 子育てサポーター養成講習会開催       | 緊急的な一時保育に対応できる基礎的な保育技能を有する人材を養成する        | 県         | なし                      | 実施              |                      |
| 6  | 双子を出産した母、及び外国人母への育児支援 | 相談、訪問指導による育児不安の軽減を図る<br>外国語版母子健康手帳を交付    | 市（保健センター） | 双胎妊娠の届出4人<br>外国人妊婦の届出2人 | 継続              |                      |

## 第4節 児童の健全育成

| 番号 | 事業名            | 事業概要   | 実施主体         | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考                    |
|----|----------------|--|--------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 1  | 放課後児童健全育成事業    | 留守家庭の小学校低学年の子どもにも、適切な遊びや生活の場を提供する                                      | 市（福祉課、社会教育課） | 6ヶ所             | 6ヶ所以上           | ニーズを把握し、必要に応じ実施箇所を増やす |
| 2  | 幼児スポーツクラブ活動の充実 | 児童センターで、親子で遊びを通じて体力づくり、仲間づくりをする  | 市（社会教育課）     | 3ヶ所             | 3ヶ所<br>利用者の増    | 桂城・釈迦内・城西児童センターで実施    |
| 3  | 学童スポーツクラブ活動の充実 | 児童センターで低学年の子どもを対象に、スポーツを通じて体力づくりをする                                    | 市（社会教育課）     | 3ヶ所             | 3ヶ所<br>利用者の増    | 桂城・釈迦内・城西児童センターで実施    |
| 4  | スポーツ少年団の活動の充実  | スポーツ少年団の野外研修、交流会、リーダー研修会の実施及びスポーツ少年大会への派遣                              | 市（スポーツ課）     | 継続              | 継続              |                       |
| 5  | 子ども会活動の充実及び支援  | 地域ぐるみで子育ての中心的な組織としての子ども会づくりの充実にむけて、子ども会育成者やジュニア・リーダーを育成するなど子ども会活動を支援する | 市（社会教育課）     | 継続              | 継続              |                       |
| 6  | 青少年健全育成市民の集い   | 市民の意識高揚をはかるため、青少年健全育成市民の集いを実施する  | 市（社会教育課）     | 継続              | 継続              |                       |

## 第2章 親と子どもの健康の確保及び増進

### 第1節 親と子どもの健康の確保

| 番号 | 事業名       | 事業概要  | 実施主体      | 平成15年度<br>事業実施量                    | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|----|-----------|---|-----------|------------------------------------|-----------------|----|
| 1  | 妊婦健康診査    | 医療機関に委託、一般健康診査（1人6回）、超音波検査（1人1回）、B型肝炎検査（1人1回） | 市（保健センター） | 利用者 475人<br>（利用率100%）<br>受診票1人7枚交付 | 助成回数の増          |    |
| 2  | 妊婦歯科健康診査  | 歯科医療機関に委託 1人1回                                | 市（保健センター） | 受診者 221人<br>（受診率31.2%）<br>1人1回助成   | 継続              |    |
| 3  | 4か月児健康診査  | 医療機関に委託<br>・問診 ・身体計測 ・診察<br>・保健指導 ・栄養指導       | 市（保健センター） | 受診者 473人<br>（受診率96.9%）             | 継続              |    |
|    | 10か月児健康診査 |   |           | 受診者 437人<br>（受診率93.2%）             |                 |    |

## 第1節 親と子どもの健康の確保

| 番号 | 事業名                | 事業概要  | 実施主体      | 平成15年度<br>事業実施量                      | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考   |
|----|--------------------|---|-----------|--------------------------------------|-----------------|--|
| 4  | 1歳6か月児健康診査         | 集団健康診査 年24回(月2回)<br>・問診 ・身体計測 ・歯科健康診査<br>・診察 ・保健指導 ・栄養指導<br>・心理相談 ・遊びのコーナー<br>・絵本の読み聞かせ         | 市(保健センター) | 受診者 469人<br>(受診率97.1%)               | 継続              | 平成13年度、心理相談員配置<br>平成14年度、保育士配置<br>平成15年度、歯科衛生士配置 |
| 5  | 2歳児歯科健康診査          | 集団健康診査 年24回(月2回)<br>・問診 ・歯科健康診査 ・保健指導 ・遊びのコーナー ・むし歯予防教室   | 市(保健センター) | 受診者 445人<br>(受診率86.2%)               | 継続              | 平成7年度開始<br>平成8年度、歯科衛生士配置                         |
| 6  | 3歳児健康診査            | 集団健康診査 年24回(月2回)<br>・尿検査 ・問診 ・身体計測 ・診察<br>・歯科健康診査 ・眼科検査 ・耳鼻科検査<br>・保健指導 ・栄養指導<br>・心理相談 ・遊びのコーナー | 市(保健センター) | 受診者 527人<br>(受診率96.7%)               | 継続              | 平成11年度、臨床心理士配置                                   |
| 7  | 母子健康手帳交付<br>妊婦健康相談 | 母子健康手帳交付<br>妊娠届出者に保健指導  | 市(保健センター) | 手帳交付 457人                            | 継続              | 外国語母子健康手帳の交付(外国人)<br>平成16年度、父子健康手帳の交付(初産)        |
| 8  | 妊婦栄養歯科指導教室         | 年4回開催<br>・歯科指導 ・個人指導 ・栄養指導 ・調理指導  | 市(保健センター) | 初妊婦受講者 53人<br>(受講率23.7%)             | 受講率の増           | 平成11年度開始   |
| 9  | 両親教室               | 年6回開催<br>・小児科医の講話 ・助産師の講話と実技指導<br>・個人相談 ・妊婦体験 ・育児体験   | 市(保健センター) | 受講者<br>初妊婦89人(40.1%)<br>夫 73人(32.9%) | 受講率の増           | 夫の妊婦体験や育児体験の重点指導                                 |
| 10 | 親子ふれあい教室(5か月児)     | 年12回開催(月1回)<br>・親子遊び、体操 ・事故防止教育<br>・個別相談  | 市(保健センター) | 受講者 180人<br>(受講率35.4%)               | 受講率の増           | 平成14年度開始 子育て相談室保育士参加                             |
| 11 | 7か月児健康相談           | 集団健康診査 年24回(月2回)<br>・問診 ・身体計測 ・個別相談<br>・保健指導  | 市(保健センター) | 相談者 468人<br>(受相率96.9%)               | 継続              |  |
| 12 | 訪問指導               | ・妊産婦、新生児訪問 ・乳幼児訪問<br>・在宅重症心身障害児訪問   | 市(保健センター) | 訪問件数182件                             | 訪問件数の増          |  |
| 13 | 予防接種               | 乳幼児<br>・ポリオ ・ツ反BCG ・三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) ・麻疹 ・風疹<br>・日本脳炎<br>学童<br>・三種混合追加 ・日本脳炎追加               | 市(保健センター) | 継続                                   | 継続              |  |
| 14 | ホームページでの情報提供       | ・乳幼児健康診査、予防接種日程、行事案内等   | 市(保健センター) | —                                    | 実施              | 平成16年度開始   |
| 15 | 福祉医療費補助金<br>(乳幼児分) | 就学前の子どもの医療費を無料とする   | 県、市(保険課)  | 継続                                   | 継続              | 平成17年度制度改正<br>(自己負担額の半額助成。ただし自己負担分の限度額は月額1,000円) |

## 第2節 周産期医療・小児医療の充実

| 番号 | 事業名            | 事業概要                    | 実施主体    | 平成15年度<br>事業実施量  | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考          |
|----|----------------|-------------------------|---------|------------------|-----------------|-------------|
| 1  | 周産期死亡率の低減      | —————                   | 関係機関    | (出産1000対)<br>4.3 | 減少              | 県 6.4、国 5.3 |
| 2  | 乳児死亡率の低減       | —————                   | 関係機関    | (出産1000対)<br>6.5 | 減少              | 県 4.0、国 3.0 |
| 3  | 周産期医療ネットワークの整備 | 救急搬送体制確立のため市立病院にヘリポート建設 | 市(市立病院) | —                | 建設              | 平成20年度      |
| 4  | 周産期医療ネットワークの整備 | 県北への周産期医療施設の誘致促進        | 関係機関    | 継続               | 継続              |             |

## 第3節 食育の推進

| 番号 | 事業名             | 事業概要                                    | 実施主体                    | 平成15年度<br>事業実施量        | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考       |
|----|-----------------|---|-------------------------|------------------------|-----------------|----------|
| 1  | 初期離乳食講習会        | 5か月児対象 年24回(月2回)<br>・栄養指導 ・調理実習 ・個人相談   | 市(保健センター)               | 受講人数180人<br>(受講率35.4%) | 継続              |          |
| 2  | 中期離乳食講習会        | 7か月児対象 年24回(月2回)<br>・栄養指導 ・調理実習 ・個人相談   | 市(保健センター)               | 受講人数394人<br>(受講率81.6%) | 継続              |          |
| 3  | 食生活改善推進事業       | 食生活改善推進員による親子、学童を対象としたクッキング教室の実施        | 市(保健センター)<br>食生活改善推進協議会 | 継続                     | 継続              | 教育委員会と連携 |
| 4  | 男の料理教室          | 料理講習会を通じて料理の技術を取得し、合わせて食の大切さを学ぶ         | 市(公民館)                  | 新規                     | 継続              |          |
| 5  | 地場食材活用のシステムづくり  | フレッシュ野菜供給会が11ヶ所の学校、給食供給センター地場食材を活用      | 市(農林課)                  | 新規                     | 継続              |          |
| 6  | 学校給食における地場産活用事業 | 学校給食週間を設定し、地場野菜献立の作成及び内容を児童生徒、保護者に周知    | 県                       | 新規                     | 継続              |          |
| 7  | 食育ボランティア制度事業    | 食の大切さや役割などを県民に伝える事業を展開。176団体(3,100名)が登録 | 県                       | 継続                     | 継続              |          |
| 8  | 学校栄養士特別非常勤講師制度  | 特別非常勤講師による指導を通じて、学校において正しい食習慣づくり等を推進する  | 県、市(学校教育課)              | 継続                     | 継続              |          |

### 第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 第1節 次世代の親の育成

| 番号 | 事業名                 | 事業概要                                  | 実施主体           | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考                                |
|----|---------------------|---------------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|
| 1  | 保育園と小・中高生、祖父母世代との交流 | 小中高生及び祖父母等が保育園児と交流し、子どもを育む心を醸成する      | 県、市（学校教育課、福祉課） | 継続              | 継続              | 認可保育園との交流学校数<br>小学校5校、中学校10校、高校3校 |
| 2  | 三世代交流事業             | 祖父母世代を講師に昔ながらの餅つきなどを体験し、心の交流を図る       | 市（公民館）         | 継続              | 継続              |                                   |
| 3  | 三世代ふれあい交流           | 昔の遊びや行事を体験しながら、お互いの交流を図る。縄ない・昔の遊び・餅つき | 県（少年自然の家）      | —               | 継続              | 平成16年度新規                          |

#### 第2節 就学前及び学校教育の充実

| 番号 | 事業名               | 事業概要   | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|----|-------------------|--|------------|-----------------|-----------------|----|
| 1  | 保育所地域活動事業         | 地域の様々な年齢の人々との交流を深めることにより、地域の子育て機能の向上と就学前教育の活性化を目指す                       | 市（福祉課）     | 継続              | 継続              |    |
| 2  | ちびっこ県民交流推進事業      | 就学前のちびっこ県民等が一同に会し、発表・交流し合うなど感動体験を共有して、心の教育のいっそうの充実を図る                    | 県          | 継続              | 継続              |    |
| 3  | 就学前教育地区別合同研修会     | 地域における就学前教育と小学校の円滑な接続のあり方について、保育園・幼稚園・小学校等の教職員間の相互理解を深める                 | 県、市（学校教育課） | 継続              | 継続              |    |
| 4  | 幼児期における心の育ち調査研究事業 | 幼児の活動する姿から心理的不安や心の乱れを把握し、指導・援助のあり方を見直すことにより、幼児一人ひとりの健全な心の育ちを目指す          | 県          | 継続              | 継続              |    |
| 5  | 幼保一体化推進事業         | 地域のニーズに適切かつ柔軟に適應可能な新たな枠組みである幼保総合施設づくりを進めるとともに、幼保一体的運営施設に望ましいカリキュラム策定等を行う | 県          | 実施              | 継続              |    |

## 第2節 就学前及び学校教育の充実

| 番号 | 事業名                     | 事業概要  | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考       |
|----|-------------------------|---|------------|-----------------|-----------------|----------|
| 6  | ようこそ！！先生スペシャル講座<br>開催事業 | いろいろな分野で活躍する専門家や達人を招き、児童生徒にわくわくする授業を体験させたり、技や極意、人間性に直接触れる機会を設け、学習意欲の向上や進路選択能力の育成を図る | 県、市（学校教育課） | 継続              | 継続              |          |
| 7  | 小人数学習推進事業               | 小学校1・2年生及び中学校1年について、小人数（1学級37人以下）による学習を実施する   | 県、市（学校教育課） | 継続              | 継続              |          |
| 8  | 小中学校ボランティア活動の推進         | 総合的学習時間等を利用して、地域において又は施設訪問等をしてボランティア活動を行う   | 県、市（学校教育課） | 継続              | 継続              |          |
| 9  | 学校評議員制度、学校評価            | 学校が家庭や地域社会と一体となって自主性・自立性を高め、地域住民や父母からの意見を反映させるために評議員制度を導入                           | 県、市（学校教育課） | 継続              | 継続              |          |
| 10 | ドリームプロジェクト支援事業          | 全県を各学校の体験の場とする特色ある教育活動を奨励し、ふるさと教育の一層の推進を図る  | 県、市（学校教育課） | 継続              | 継続              |          |
| 11 | 子育て・幼保学校支援事業            | 樹海ドームを未就学児童を持つ家族、幼稚園・保育所及び小中学校に無料開放し、子どもの遊び場の確保や、園外保育や小中学校の総合学習を支援する                | 市（教育総務課）   | —               | 実施              | 平成16年度新規 |

## 第3節 家庭や地域の教育力の向上

| 番号 | 事業名           | 事業概要                             | 実施主体   | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考       |
|----|---------------|----------------------------------|--------|-----------------|-----------------|----------|
| 1  | 夏休み・冬休み親子スクール | 様々な体験を親子で行い、親子のふれあいを深める          | 市（公民館） | —               | 実施              | 平成16年度新規 |
| 2  | 地域子育て学級       | 保育所の保護者を対象に、講話やレクリエーションを通じて交流を図る | 市（公民館） | 継続              | 継続              |          |
| 3  | 親子学級          | スポーツや地域伝統文化の体験学習から、親子のふれあいを深める   | 市（公民館） | 継続              | 継続              |          |
| 4  | 親子ふれあい体操      | 親子で体操や講義から交流と子育てを学ぶ              | 市（公民館） | 継続              | 継続              |          |

## 第4章 子どもを育成する家庭に適した良好な居住環境の確保

### 第1節 良質な住宅の供給の支援

| 番号 | 事業名             | 事業概要  | 実施主体     | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考          |
|----|-----------------|---|----------|-----------------|-----------------|-------------|
| 1  | 大館市住宅マスタープラン作成  | 「環境に配慮した美しく住みよい環境都市」実現に向けて、住宅・宅地づくりの視点から住宅施策の基本的指針を示す「大館市住宅マスタープラン」を策定<br>平成14年から平成24年を計画期間 | 市（都市計画課） | 策定              | 継続              | 平成15年3月策定   |
| 2  | （仮称）中心市街地住宅建設事業 | 中心市街地の4団地の市営住宅再編  | 市（都市計画課） | —               | 実施              | 平成18年度～20年度 |
| 3  | 公営住宅維持管理事業      | 老朽化した住宅の改善整備<br>（片山住宅）  | 市（都市計画課） | 継続              | 継続              |             |
| 4  | 県営住宅ストック総合改善事業  | 既存の県営住宅に対し、床の段差解消や浴室・便所の手すり設置等子育て環境整備の視点を取り入れた改修  | 県        | 継続              | 継続              |             |

### 第2節 良好な居住環境の確保

| 番号 | 事業名                   | 事業概要  | 実施主体   | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考         |
|----|-----------------------|---|--------|-----------------|-----------------|------------|
| 1  | ケアサポート（仮称）普及事業        | 住み慣れた住まいや地域で、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、高齢者や障害者だけでなくあらゆる人にとって使いやすく、住みやすいように工夫された住宅の普及を図る     | 県      | —               | 実施              | 平成17年度新規事業 |
| 2  | 住宅金融公庫の地方公共団体施策特別加算制度 | 住宅金融公庫が地方公共団体の住宅マスタープランに位置づけられた政策誘導すべき住宅について、割増融資を行う。当市住宅マスタープランにおいては「特色ある風土を活かした家づくり」が該当 | 住宅金融公庫 | 継続              | 継続              |            |

### 第3節 安心して外出できる環境の整備

| 番号 | 事業名                        | 事業概要   | 実施主体             | 平成15年度<br>事業実施量     | 平成21年度<br>目標実施量    | 備考 |
|----|----------------------------|--|------------------|---------------------|--------------------|----|
| 1  | ひとにやさしく、安全、安心なバリアフリー歩道整備事業 | 障害者や高齢者などすべての人々が安全で安心して歩ける歩道空間の整備                    | 県                | 歩道段差解消箇所等率<br>63.7% | 79.0%              |    |
| 2  | 「あきたバリアフリーマップ」の提供          | 県内の生活関連施設の授乳室やベビーベット、ペットチェア等の設置状況に関する情報をホームページで提供    | 県                | 公共施設のバリアフリー化率7.4%   | 45.0%              |    |
| 3  | 都市公園事業<br>(樹海公園)           | 平成19年度国民体育大会(成年男女6人制バレーボール)の会場となる大型体育館を含めた公園の整備      | 国、県、<br>市(都市計画課) | 継続<br>(H13年度新規)     | 完成<br>(H17年度完成)    |    |
| 4  | 都市公園事業<br>(高館公園)           | 平成19年度国民体育大会(ソフトテニス全種目)の会場となるテニスコート16面及び管理棟を含めた公園の整備 | 市(都市計画課)         | 継続<br>(H13年度新規)     | 完成<br>(H17年度完成)    |    |
| 5  | 市民一人あたりの都市公園面積             | —————  | 市(都市計画課)         | 10.46㎡              | 15.23㎡<br>(H22年目標) |    |

### 第4節 安全・安心なまちづくりの推進

| 番号 | 事業名       | 事業概要  | 実施主体             | 平成15年度<br>事業実施量                 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|----|-----------|---|------------------|---------------------------------|-----------------|----|
| 1  | 街灯設置事業    | 毎年要望された街灯の新設と設置済み街灯の維持管理  | 市(生活環境課)         | 新設36基<br>修繕1233ヶ所<br>市管理設置数4707 | 継続              |    |
| 2  | 交通安全対策事業  | 交通指導員(37人)による交通指導隊を組織し、警察、各地区交通安全協会等と連携し、各種交通安全活動を実施                        | 市(生活環境課)         | 継続                              | 継続              |    |
| 3  | 防犯対策事業    | 防犯指導員(21人)による防犯指導隊を組織し、各地区防犯協議会等と連携し、各種防犯活動を実施                              | 市(生活環境課)         | 継続                              | 継続              |    |
| 4  | 救急救命士養成事業 | 人口の減少や高齢化が顕著な秋田県において、大切な県民の生命を守り安心して生活できるふるさとづくりを維持するため、救命手当の普及を県民運動として展開する | 県、市<br>(消防署、公民館) | 継続                              | 継続              |    |

## 第5章 職業生活と家庭生活との両立支援及び男女共同参画

### 第1節 子育てをしやすい職場環境づくり

| 番号 | 事業名             | 事業概要   | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考         |
|----|-----------------|--|------------|-----------------|-----------------|------------|
| 1  | 一般事業主行動計画       | 次世代育成支援対策推進法に基づき301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について計画を策定する。300人以下の労働者を雇用する事業主は、努力義務である | 一般事業主      | —               | 策定              |            |
| 2  | 育児・介護休業制度の普及促進  | 育児・介護休業法の周知徹底を図るためパンフレット等を作成し、企業等に配布する。市の広報等に掲載し周知を図る  | 国、県、市（商工課） | 継続              | 継続              |            |
| 3  | 育児休業制度の充実       | パート労働者や契約社員などを、雇用保険の休業給付対象にする  | 国          | —               | 実施              | 平成17年度より適用 |
| 4  | 育児・介護休業制度普及セミナー | 事業主等を対象にセミナーを開催し、育児休業等仕事と育児を両立するための諸制度の充実を働きかける  | 県          | 継続              | 継続              |            |
| 5  | 働く女性支援優良企業表彰    | 働く女性のキャリアアップや仕事と家庭の両立支援に優れた企業を表彰し、その取り組みを広く周知する  | 県          | 継続              | 継続              |            |
| 6  | 育児・介護雇用安定助成金制度  | 事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金、育児休業代替要員確保等助成金等を通じ、育児・介護休業法の取得、推進を図る  | 国          | 継続              | 継続              |            |
| 7  | 育児講演会の実施        | 父母がともに子育てに関わる必要性を伝えるため、講演会を実施する  | 市（福祉課）     | 継続              | 継続              |            |

### 第3節 男女共同参画

| 番号 | 事業名  | 事業概要  | 実施主体     | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考   |
|----|--|---|----------|-----------------|-----------------|--|
| 1  | 「大館市あなたとわたし(男と女)のパートナーシップ・プラン(大館市男女共同参画社会推進計画)」の策定 | 男女の別なく一人ひとりがお互いの存在を尊重し、喜びを分かち合い共同でこれからの大館市のまちづくりを進めていくという観点から「男女共同参画＝パートナーシップ」と意義づけし、パートナーシップ社会に向けた行動計画(平成17年度～平成22年度)を策定する | 市(社会教育課) | —               | 継続              | 平成16年度策定                                       |
| 2  | 男女共同参画学校教育等支援事業                                    | 男女共同参画の教育用副読本を作成・活用し、学校教育における男女平等教育を充実させる   | 県        | 新規              | 継続              | 平成15年度 小学校5年生用、平成16年度 中学校1年生用、平成17年度 高校生用副読本作成 |
| 3  | 男女共同参画推進月間事業                                       | 男女共同参画推進月間を定め、県民及び市町村行政職員、地元企業経営者等の意識啓発事業等を展開する   | 県        | 継続              | 継続              | 平成14年度新規事業<br>平成17年度当市でハーモニーフェスタを開催            |

## 第6章 子ども等の安全の確保

### 第1節 子どもの交通安全の確保

| 番号 | 事業名                 | 事業概要  | 実施主体                       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|----|---------------------|---|----------------------------|-----------------|-----------------|----|
| 1  | 地域、学校等における交通安全教育の推進 | 様々な機会を通じて交通安全の呼びかけを行うとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する | 県、市(福祉課、学校教育課、社会教育課、生活環境課) | 継続              | 継続              |    |
| 2  | チャイルドシート着用推進運動      | チャイルドシートの着用運動を実施し、正しい着用の徹底を図る                   | 県、市(生活環境課)                 | 継続              | 継続              |    |

### 第2節 子どもを犯罪から守る環境及び活動の整備

| 番号 | 事業名           | 事業概要                                     | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考                |
|----|---------------|--|------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 1  | 有害環境施設等点検巡回活動 | 図書、ビデオ等自動販売機設置場所、コンビニ、大型店等たまり場の巡回補導活動の実施 | 県、市(社会教育課) | 継続              | 継続              |                   |
| 2  | 防犯教室の開催       | 地域での自主的な防犯活動を推進するための防犯教室の開催              | 県          | —               | 実施              | 平成16年度より実施(年間30回) |

## 第2節 子どもを犯罪から守る環境及び活動の整備

|   | 事業名           | 事業概要                                 | 実施主体     | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|---|---------------|--------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|----|
| 3 | やまびこ電話による相談事業 | いじめや犯罪などの被害にあった子どもについての電話相談事業（24H体制） | 県        | 継続              | 継続              |    |
| 4 | 防犯運動事業        | 「地域安全運動月間」を通じての地域安全の啓蒙、普及に努める        | 市（生活環境課） | 継続              | 継続              |    |
| 5 | 子ども110番の事業    |                                      |          |                 |                 |    |

## 第7章 要保護児童への対応

### 第1節 児童虐待防止対策

|   | 事業名                       | 事業概要  | 実施主体     | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考       |
|---|---------------------------|---|----------|-----------------|-----------------|----------|
| 1 | 児童虐待防止対策事業<br>（ネットワークづくり） | 児童虐待防止協議会を通じ、関係機関との連携や地域住民への啓発活動を行い、虐待の早期発見・防止に取り組む | 県、市（福祉課） | 継続              | 継続              | 平成13年度設置 |
| 2 | 児童虐待防止対策事業<br>（研修事業）      | 主任児童委員、保育士、家庭相談員等を対象に、虐待防止のための研修を実施                 | 県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |          |

### 第2節 ひとり親家庭の自立支援

|   | 事業名               | 事業概要                              | 実施主体     | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|---|-------------------|-----------------------------------|----------|-----------------|-----------------|----|
| 1 | ひとり親家庭児童保育援助費補助事業 | ひとり親家庭の子どもの保育所や幼稚園への入所に関わる費用を助成する | 県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |    |
| 2 | ひとり親家庭児童祝金支給事業    | ひとり親家庭の子どもの中学校を卒業したときに祝い金を支給する    | 県        | 継続              | 継続              |    |
| 3 | 母子寡婦福祉資金貸付事業      | 母子家庭及び寡婦に各種資金の貸付けを行う              | 県        | 継続              | 継続              |    |

## 第2節 ひとり親家庭の自立支援

|    | 事業名                  | 事業概要   | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|----|----------------------|--|------------|-----------------|-----------------|----|
| 4  | ひとり親家庭就業・自立支援センター    | ひとり親家庭の母等に就職情報の提供や技能取得講習会等の就業支援を行うほか、法律相談等の生活支援を行う   | 県          | 継続              | 継続              |    |
| 5  | 母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金貸付事業 | 母子家庭に対し、住宅整備資金の貸付を行う                                 | 市（福祉課）     | 継続              | 継続              |    |
| 6  | 児童扶養手当支給事業           | 父と生計を同じくしていない児童、又は父が障害者である児童を養育している母などに対して手当を支給する    | 国、市（福祉課）   | 継続              | 継続              |    |
| 7  | ひとり親家庭日常生活支援事業       | ひとり親家庭が就職活動や病気等で一時的に家事や育児に困ったとき、家庭生活支援員を派遣しサービスを提供する | 県          | 継続              | 継続              |    |
| 8  | 母子生活支援施設運営費負担金       | 母子家庭に生活の場としての居室を提供するとともに、自立のための支援を行う施設の運営費を負担する      | 国、県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |    |
| 9  | 児童育成援助費支給事業          | 父母と生計を同じくしていない児童を養育している祖父母などに対して手当を支給する              | 県、市（福祉課）   | 継続              | 継続              |    |
| 10 | 母子家庭自立支援給付金支給事業      | 母子家庭の母の自立を推進するため、職業能力開発や資格取得のための費用を助成する              | 国、市（福祉課）   | —               | 実施              |    |

## 第3節 障害児施策の充実

|   | 事業名                   | 事業概要   | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|---|-----------------------|--|------------|-----------------|-----------------|----|
| 1 | 障害児福祉手当支給事業           | 重度の障害のある子どもに障害児福祉手当を支給する                       | 国、市（福祉課）   | 継続              | 継続              |    |
| 2 | 障害児短期入所事業             | 保護者の疾病等により、障害のある子どもが一時的に保護又は指導を必要とする場合、施設に保護する | 国、県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |    |
| 3 | 障害児通園（デイサービス）事業       | 障害のある子どもに通園の場を設け、日常生活動作や集団生活への適応訓練等を行う         | 国、県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |    |
| 4 | 在宅心身障害児療育援助事業         | 在宅の障害のある子どもや障害のある人を療育する保護者に療育援助費を支給する          | 県、市（福祉課）   | 継続              | 継続              |    |
| 5 | 障害児居宅介護事業（ホームヘルプサービス） | 障害のある子どもが一時的に介護を必要とする場合、介護を行う                  | 国、県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |    |
| 6 | 障害児保育事業               | 保育所で障害児の受け入れを行う                                | 国、県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |    |

### 第3節 障害児施策の充実

|   | 事業名      | 事業概要  | 実施主体       | 平成15年度<br>事業実施量 | 平成21年度<br>目標実施量 | 備考 |
|---|----------|---|------------|-----------------|-----------------|----|
| 7 | 特別児童扶養手当 | 20歳未満で身体または精神に障害のある児童を監護する父、もしくは母または父母にかわってその児童を養育している人に手当を支給する | 国、県、市（福祉課） | 継続              | 継続              |    |

# 参 考 资 料

## 次世代育成支援対策関係の主な行政計画一覧

